

令和7年度

鯖江市水防計画

鯖江市

目 次

水 防 計 画

第1章	総 則	1
第2章	水防組織および機構	1
第3章	気象予報および水防警報	2
第4章	水防監視、警戒	3
第5章	水門、閘門、堰堤、溜池、排水ポンプ等の操作	4
第6章	通信連絡	4
第7章	水防信号	5
第8章	水防体制と出動	5
第9章	水防標識と身分証票	6
第10章	水防用設備および資材器具	7
第11章	輸 送	7
第12章	費用負担と公用負担	7
第13章	避難のための立退き	9
第14章	水防解除	9
第15章	水防報告と記録	9
第16章	水防計画と水防訓練	9
第17章	要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水防止のための措置	10
第18章	水防功労者報賞と災害補償	10
第19章	相互応援	11
第20章	安全配慮	11

別 記

鯖江市水防本部運営要領	12
配備体制	14
鯖江市水防本部事務分掌	16
水防現地対策本部運営要領	19
指定避難所運営要領	20
鯖江市水防本部命令伝達系統図	21

別 表

1-1	気象予報伝達系統図	22
1-2	水防警報伝達系統図	23
1-3	洪水予報伝達系統図	24
2	水防通信連絡系統図	25
3	鯖江・丹生消防組合消防本部の水防対策機構および事務分掌	26
4	消防機関召集方法	27
5	消防団の配置区分	28
6	避難場所等	29
7	水防実施状況報告書	31

資 料

1	鯖江市水防計画河川	32
2	鯖江市重要水防区域	33
3	主要水門等一覧	34
4	雨量観測所一覧	35
5	水位観測所一覧	36
6	防災行政無線運用資料	37
7-1	水防倉庫・資機材一覧	38
2	各町内配備水防用資機材一覧	39
3	水防倉庫位置図	42
8	所有自動車等一覧	43
	福井県保有防災資機材一覧（西山町備蓄水防倉庫内）	44

参 考 資 料

1	鯖江市防災資機材配備一覧表	45
2-1	水防警報様式	50
2-2	洪水予報様式	54

関 係 法 令

	鯖江市水防協議会設置条例	55
	鯖江市水防協議会委員名簿	56

第1章 総 則

- 1 この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）および福井県水防計画に基づき、鯖江市における水災を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡および水閘門の操作、輸送、水防活動ならびに資機材の運用、避難等に関する事項を定めるものとする。
- 2 この計画は、水災のおそれがあると認められる次の河川および区域について樹立する。
 - (1) 一級河川 (資料1参照)
 - (2) 準用河川 (資料1参照)
 - (3) 鯖江市重要水防区域 (資料2参照)
- 3 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 水防管理団体 水防の責任を有する鯖江市をいう。
 - (2) 水防管理者 水防管理団体の長である鯖江市長（以下「市長」という。）をいう。
 - (3) 消防機関 消防組織法第9条に規定するもので、鯖江・丹生消防組合消防本部、消防署および鯖江消防団をいう。
 - (4) 消防機関の長 鯖江・丹生消防組合消防本部消防長をいう。
 - (5) 水防要員 鯖江市水防対策本部職員および消防機関に属する者をいう。
 - (6) 水防警報 洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水防組織および機構

- 1 鯖江市における水防事務は、消防機関の協力を得てこれにあたるものとする。
- 2 市長は、法第11条の規定による洪水予報の通知および法第16条の規定による水防警報の通知を受けたときから洪水による危険が解消するまでの間、鯖江市水防対策本部と鯖江・丹生消防組合消防本部で構成する鯖江市水防本部を設け、事務を処理するものとする。ただし、鯖江市災害対策本部設置後は、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。
- 3 鯖江市水防本部の機構および事務分掌は別記のとおりとし、その事務所は鯖江市市民生活部防災危機管理課内に置く。
- 4 鯖江・丹生消防組合消防本部の水防対策機構および事務分掌は、別表3のとおりとする。
- 5 鯖江市水防本部を設けたときは、関係機関に通報するものとする。

第3章 気象予報および水防警報

1 市長は、法第11条の規定による指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、法第16条の規定による水防警報の通知を受けたとき、法第13条に規定する避難判断水位および氾濫危険水位に達した旨の通知を受けたときは、消防機関および各河川の堤防管理者、水閘門等管理者および用水管理者ならびに市民に対して別表1-1、1-2、1-3の方法により報道し、周知徹底を図るものとする。

(資料3・5 参考資料2-1参照)

2 市長は、洪水のおそれがあることを自ら知り、または前項の通知を受け、水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を丹南土木事務所長および消防機関の長に通報するものとする。(法第12条) (資料4・5参照)

3 法第16条の規定による水防警報指定区域は次のとおりとする。

日野川(右岸・左岸)越前市境から福井市境まで

浅水川(右岸・左岸)越前市境から日野川合流点まで

鞍谷川(右岸・左岸)越前市境から浅水川合流点まで

吉野瀬川(右岸・左岸)越前市境から日野川合流点まで

4 福井県と福井地方気象台が協力して、洪水予報を行う区域は次のとおりとする。

(参考資料2-2参照)

日野川中流 南越前町・越前市境から国土交通大臣管轄区域上流端まで

基準地点 糺橋観測所

5 福井地方気象台が発表する、鯖江市の基準は次のとおりとする。

(令和7年5月29日)

市町名	種類		表面雨量 指数基準 (浸水害)	土壌雨量 指数基準 (土砂災害)	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
	鯖江市	注意報	大雨	9	77		
洪水					浅水川流域 = 19.7 穴田川流域 = 7.9 鞍谷川流域 = 15.8 河和田川流域 = 9.0 吉野瀬川流域 = 10.8 天神川流域 = 3.1 神通川流域 = 5.4	浅水川流域 = (7, 15.8) 鞍谷川流域 = (5, 15.8) 河和田川流域 = (7, 7.2) 日野川流域 = (7, 27.9) 天神川流域 = (7, 3)	日野川中流 [糺橋]
警報		大雨	17	111			
		洪水			浅水川流域 = 24.7 穴田川流域 = 9.9 鞍谷川流域 = 19.8 河和田川流域 = 11.3 吉野瀬川流域 = 13.6 天神川流域 = 3.9 神通川流域 = 7.4	浅水川流域 = (7, 22.2) 鞍谷川流域 = (7, 17.8) 河和田川流域 = (7, 11.2) 日野川流域 = (7, 32.6) 天神川流域 = (7, 3.4)	日野川中流 [糺橋] 足羽川 [九十九橋]

(注)① 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

② 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

③ 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指数で降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

④ 複合基準：(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値。

第4章 水防監視および警戒

- 1 市長または消防機関の長は、河川等の巡視が必要であると認めたときは、水防要員を派遣して、市内各河川の堤防および工作物の状況を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、丹南土木事務所長および工作物管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。（法第9条）

また、緊急かつやむをえない場合は、直接当該区域の居住者または水防の現場にある者を水防に従事させることができる。（法第24条）
- 2 市長は、洪水に関する気象予報および水防警報の通知を受けたときまたは区域内の各河川が水防団待機水位に達し、水害の危険が予想されるときは、あらかじめ定める区域に水防要員を配置して、巡ら・監視させ、危険箇所の早期発見に努めるものとする。
- 3 水防要員は、次の状態に注意し、危険箇所を確知したときは、速やかに鯖江市水防本部に報告するとともに、事態が緊急を要する場合は、水防作業を開始するものとする。
 - ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
 - イ 堤防の上端の亀裂または沈下
 - ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
 - エ 居住地側堤防斜面で漏水または飽水による亀裂または欠け崩れ
 - オ 排・取水門の両軸または底部より漏水と扉の戸締まり具合
 - カ 橋梁その他の工造物と堤防との取付部分の異常等
- 4 市長は、水防要員から異常を発見した旨の報告を受けたときは、丹南土木事務所長または県水防本部長に報告するものとする。
- 5 市長または消防機関の長は、ダム警戒および放流の通知を受けたときは、これに関する水閘門、排水ポンプ場の管理者およびその他関係者に連絡して、適切な措置を求めなければならない。
- 6 消防機関に属する者は、水防活動上緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。（法第21条）

第5章 水門、樋門、堰堤、溜池、 排水ポンプ等の操作

- 1 水門、樋門、堰堤、溜池、排水ポンプ等の管理者（操作担当者を含む。）（以下「水門管理者等」という。）は、洪水に関する気象通報を受けた後または自ら洪水危険を知ったときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うものとする。
- 2 水門管理者等は、その開閉について丹南土木事務所と相互に緊密な連絡をとるものとする。
- 3 特に重要水防区域内の排水ポンプについては、上下流の水位の状況を把握し、水があふれ、決壊等の危険が生ずるおそれのあるときは、排水ポンプの運転を停止するものとする。
- 4 出水期における内水氾濫防止を図ることを目的に、鯖江市水門等管理連絡調整会を設置する。この連絡会は、関係行政機関、水門管理者等および用水関係機関団体の代表者で組織し、水門等の管理運用の連携を図るほか、水防管理団体は大雨洪水注意報、警報等の気象情報を水門管理者等に提供する。

第6章 通信連絡

- 1 市長は、通信連絡にあつては、有線、無線またはその他の方法によって行うほかあらかじめ通信施設責任者と通信使用について協定しておくものとする。
- 2 市長は、鯖江市防災行政無線を有効に活用するため、常に点検整備しておかなければならない。（資料6参照）
- 3 市長は、気象状況について福井地方気象台とのホットラインを活用し、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。
- 4 消防機関の長は、消防用無線を有効に活用するため、常に点検整備しておかなければならない。
- 5 水防通信連絡系統は、別表2のとおりとする。

第7章 水防信号

- 1 消防機関の招集は、知事の定める水防信号によるほか別表4により招集するものとする。
- 2 水防に用いる信号は次のとおりとする。

	信号種別	打 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	警戒信号	○ ○ ○ ○ ○ 1点打	な し
第2信号	出動信号	○-○-○ ○-○-○ 3点連打	○ ○ ○ 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒
第3信号	避難信号	○-○-○-○-○ 乱 打	○ ○ ○ 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒
備 考	1 警戒信号 火災時における報告信号と同じ 2 出動信号 火災時における出動信号と同じ 3 避難信号 近火信号と同じ 4 必要あれば二種信号を併用する		

(注) 第1信号 河川の量水標が氾濫注意水位に達したことを知らせるもの
 第2信号 水防出動を知らせるもの
 第3信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きを知らせるもの

第8章 水防体制と出動

- 1 市長または消防機関の長は、水防活動が必要と認められる場合または区域内的の河川が水防団待機水位に達し、出動の必要が予測される場合または、氾濫注意水位に達した場合は、定められた配備基準により水防体制に入るものとする。
 配備体制は、別記のとおりとし、収集した情報は適時関係者に周知しなければならない。
 なお、水防本部を設けずに水防体制に入った場合もこの配備体制に準じて行うものとする。
- 2 消防機関にあっては、別表5において定める計画により出動するものとする。
- 3 勤務時間外における鯖江市水防対策本部の招集および出動は、あらかじめ編成された各部班の連絡体制により適切迅速に行うものとする。
- 4 市長は、災害の状況により現体制では対応できないと判断したときは、直ちに鯖江市水防本部を鯖江市災害対策本部に切り替えるものとする。
- 5 この計画に定めのない事項については、鯖江市地域防災計画の規定を準用するものとする。

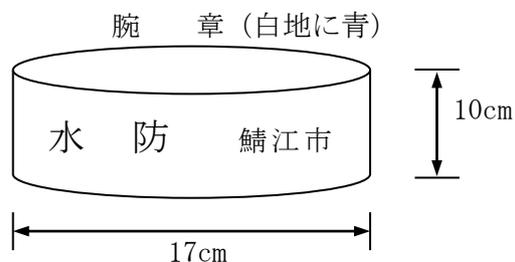
第9章 水防標識と身分証票

1 水防標識

水防作業を正確、迅速かつ規律正しい団体行動をとらせるため次の標識を定める。

(1) 水防要員の標識

左腕に、腕章をつけるものとする。



(2) 本部の標識

標旗Aとする。

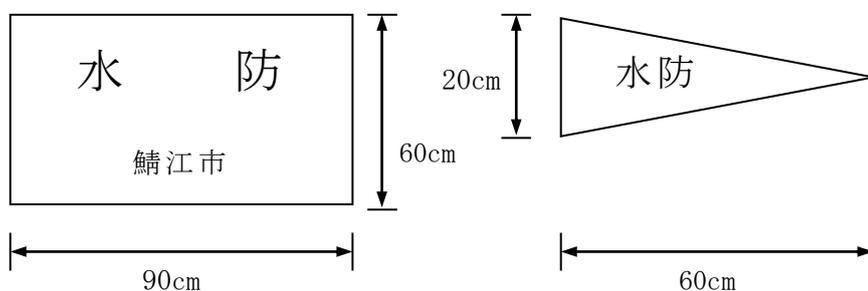
(3) 緊急自動車優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ鯖江警察署長の指導を受け、次の標識を掲げるものとする。

標旗B 赤ランプ サイレン

標旗A (白地に赤)

標旗B (青地に白)



2 身分証票

法第49条第2項による身分証票として、鯖江市の身分証明書を携行するものとする。ただし、消防職員にあつては、消防公務之証とする。

第 10 章 水防用設備および資材器具

- 1 消防機関の長は、水防倉庫に必要な資材、器具を準備しておかなければならない。
(資料 7-1 参照)
- 2 消防機関の長は、資材、器具の確保のため資材器具業者と常に連絡を密にし、緊急時に備えることとし、資材、器具が使用または損傷により不足を生じたときは、直ちに補充しておくものとする。

第 11 章 輸 送

輸送は、市有自動車、借上自動車および消防機関の自動車をもって、必要資機材および水防要員の輸送に充てるものとする。

なお、鯖江市水防本部は、丹南土木事務所および関係機関等と相互の連絡をとり、機動力確保については、事前に万全の措置を講じておかなければならない。(資料 8 参照)

第 12 章 費用負担と公用負担

1 費用負担

市は、その管理区域の水防に要する費用を負担しなければならない。(法第 4 1 条)

2 公用負担

市長または消防機関の長は、公用負担を命ずる場合においては、命令権の発令者に次の様式の証明書を発行し、携帯させるものとする。(法第 2 8 条)

命令権の発令者は、市職員および消防職員にあつては参事以上、消防団にあつては分団長以上、または特に市長もしくは消防機関の長の指名した者とする。

《公用負担権限委任証明書》

第 号		
公用負担権限委任証明書		
身 分		
氏 名		
上記の者に	区域における水防法第 2 8 条 第 1 項の権限行使を	
委任したことを証明する。		
年	月	日
水防管理者 鯖江市長		印

3 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、公用負担権限として次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- エ 運搬具または器具の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

4 公用負担の証票

法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、原則として次の証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者またはこれらに準ずる者に手渡さなければならない。

《公用負担命令書》

第 号				
公用負担命令書				
負担者		住所		
		氏名		
物件	数量	(使用収用処分等) 負担内容	期間	摘要

5 損失補償

公用負担権限の行使によって損失を受けたものに対しては、市は時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条)

第 1 3 章 避難のための立退き

市長は、洪水により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、避難のための立退きまたはその準備を指示するものとする。また、避難のための立退きの指示は、防災行政無線、水防信号、ラジオ放送、緊急速報メール、口頭等をもって伝達するものとする。

なお、立退きを指示する場合は、鯖江警察署長に直ちにその旨通知するものとする。

(法第 2 9 条)

避難者の避難場所は、別表 6 のとおりとし、市職員を配置するなどして受入れ体制をとらなければならない。ただし、浸水等の状況により、別表 6 の避難場所が使用できない場合は、他に適当な施設を避難場所とし、受入れ体制をとるものとする。

第 1 4 章 水 防 解 除

市長は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、これを一般に周知させるとともに県水防本部にその旨を報告するものとする。

第 1 5 章 水防報告と記録

市長は、水防が終結したときは、別表 7 の様式により丹南土木事務所長に報告するとともに水防記録としてこれを保管するものとする。

第 1 6 章 水防計画と水防訓練

1 水防計画

市長は、鯖江市水防協議会に諮って、水防計画を定め、知事に届け出るものとする。

また、都道府県や水防管理者の定める水防計画に河川に関する情報の提供、水防訓練への参加等、河川管理者の水防活動への協力内容を河川管理者と協議するものとする。

2 水防訓練

市長は、原則として水防訓練を毎年 1 回以上行うものとする。

第 17 章 要配慮者利用施設における 円滑かつ迅速な避難の確保および 情報伝達手段の確保

1 円滑かつ迅速な避難の確保および浸水防止のための措置

法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に定められた要配慮者施設の所有者または管理者は福井県水防計画に定めるとおり、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要援護者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

2 情報手段の確保

市長は法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法をあらかじめ定めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、市緊急速報メール、市ホームページ、防災情報メール等により、洪水予報等の情報収集に努めるものとする。

第 18 章 水防功労者報賞と災害補償

1 功労者報賞

市長は、法第 46 条の規定に基づき報賞を受けるべき功労者があった場合、丹南土木事務所を経由し直ちに県水防本部に報告するものとする。

2 災害補償

市長は、法第 24 条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは病気にかかり、または水防に従事したことによる負傷もしくは病気により死亡し、もしくは障害の状態となったときに、政令で定める基準に従い、市の条例の定めるところにより、その者またはその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

なお、消防団員が、水防作業により受けた災害については、消防団員等公務災害補償責任共済基金法に基づく補償を受けることができる。

第19章 相互応援

市長は、区域外より応援要請があった場合は、水防活動上支障のない範囲内において、消防団員から所要の人員を赴援させるものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援した水防管理団体との間で協議によって定める。

第20章 安全配慮

水防要員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防要員自身の安全は確保されなければならない。

水防要員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・ 水防活動時にはライフジャケット等の浮力のあるものを着用すること。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

鯖江市水防本部運営要領

鯖江市水防本部		水防本部運営要領
本部長	市長	<p>1 組織</p> <p>(1) 本部に次の部を置き、各部長には次に掲げる者を充て、本部員として部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p style="margin-left: 2em;">総務部（部長：総務部長）</p> <p style="margin-left: 2em;">政策経営部（部長：政策経営部長）</p> <p style="margin-left: 2em;">市民生活部（部長：市民生活部長）</p> <p style="margin-left: 2em;">健康福祉部（部長：健康福祉部長）</p> <p style="margin-left: 2em;">産業交流部（部長：産業交流部長）</p> <p style="margin-left: 2em;">都市整備部（部長：都市整備部長）</p> <p style="margin-left: 2em;">支援部（部長：議会事務局長）</p> <p style="margin-left: 2em;">教育部（部長：教育委員会事務部長）</p> <p>(2) 危機管理監は、それぞれの部の調整を行う。</p> <p>(3) 各部に班を置き、その主な事務分掌は別紙のとおりとする。</p> <p>(4) 災害の状況に応じ、現地対策本部を置くものとする。現地対策本部職員は、市職員の中からあらかじめ本部長が任命する。</p> <p>(5) 班の事務分掌および部の構成は別紙のとおりとする。</p> <p>2 水防本部会議</p> <p>(1) 水防本部会議は、本部長、副本部長、本部員、参与、本部付、本部員付をもって組織し、本部長が主宰する。この場合において、本部長は必要により班長その他の班員を会議に出席させることができる。</p> <p>(2) 水防本部会議は、本部員会議協議内容を引継ぎ、避難措置、水防配備等を行う。</p> <p>(3) 水防本部会議は、本館2階防災会議室で行う。</p> <p>3 本部員会議</p> <p>(1) 本部員会議は、本部員および本部員付をもって組織し、危機管理監が主宰する。</p> <p>(2) 本部員会議は、被害状況の把握、応急対策に関する重要事項、各部・現地対策本部の調整、関係機関との連携、他団体への応援要請、自主避難に関する事項、その他重要な応急対策に関する事項について協議する。</p>
副本部長	副市長	
副本部長代理	危機管理監	
本部員	総務部長 政策経営部長 市民生活部長 健康福祉部長 産業交流部長 都市整備部長 議会事務局長 教育委員会事務部長	
参与	教育長	
本部付	消防組合消防本部次長	
本部員付	職員課長 秘書広聴課長 土木課長	

4 配備体制

(1) 本部は次のときに設置する。

- ・日野川（糺橋）、浅水川（鳥羽）の水位が避難判断水位に達したとき
- ・鞍谷川（松成）の水位が 3.40m に達したとき
- ・吉野瀬川（家久）の水位が 2.00m に達したとき
- ・和田川（近田橋）の水位が 3.10m に達したとき
- ・河和田川（北中）の水位が 1.30m に達したとき
- ・市内の時間雨量が 20 mm 以上、または連続雨量が 100 mm 以上に達し、引き続き相当の降雨が予想されるとき

(2) 本部が設置される前または設置されない場合で必要があるときは、各課は、警戒体制をとり、事態の推移により速やかに本部に移行できるようにする。

(3) 危機管理監は、必要に応じ関係課長を召集し、警戒体制について協議するものとする。

(4) 配備体制の基準は別紙のとおりとする。

配 備 体 制

台風接近に伴う配備体制

体 制	配 備 内 容	配 備 時 期
準備体制	水防対策として今後対応すべき事項について関係課の事務レベルで情報共有を行う。	台風接近3日前（120h～72h） ※台風の接近状況または今後の気象情報から必要と認められるとき
注意体制 (水防本部)	本部員参集、防災危機管理課職員2名、土木課2名（1/4班）、必要に応じて職員課1～2名または秘書広聴課1～2名	台風接近半日前（24h～12h）
警戒体制 (水防本部)	本部員参集、防災危機管理課職員全員、土木課5～6名（1/2班）職員課2名、秘書広聴課2名	台風最接近前（12h～4h 1stSTAGE）
	本部員水防本部配置、防災危機管理課全課員、土木課6～7名（1班）、関係部（班）の職員による情報連絡活動および相当規模の災害応急対策を実施する体制	台風最接近前（12h～4h 2ndSTAGE）
非常体制 (災害対策本部)	各部（班）の必要人員	台風最接近・通過（4h～0h）
緊急体制 (災害対策本部)	本部の総動員体制	

気象事象に伴う配備体制

体制	配備内容	配備時期	
準備体制	防災危機管理課、土木課、および上下水道課の必要職員により、水害予防活動、情報収集活動および気象情報等の配信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 大雨または洪水に関する注意報の発表 	
注意体制	防災危機管理課、土木課、および上下水道課の必要職員により、水害予防活動、情報収集活動および気象情報等の配信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 大雨または洪水に関する警報の発表 浅水川（鳥羽）の水位が3.25mに達したとき 	
警戒体制 (水防本部)	防災危機管理課、土木課、および上下水道課の必要職員により、水害予防活動、情報収集活動および気象情報等の配信を行う。 (自主避難所開設の目安)	<ul style="list-style-type: none"> 日野川（糺橋）、浅水川（鳥羽）、鞍谷川（松成）、吉野瀬川（家久）、和田川（近田橋）、河和田川（北中）の水位が氾濫注意水位に達したとき 近隣の市町の雨量観測所を参考に、市内の時間雨量が20mm以上、または連続雨量が100mm以上に達することが確実に予想されるとき 	
非常体制	(水防本部)	各部の必要職員をもってあたるもので、事態の推移により速やかに緊急体制に移行できる体制とする。 (高齢者等避難発令の検討)	<ul style="list-style-type: none"> 日野川（糺橋）、浅水川（鳥羽）の水位が避難判断水位に達したとき 鞍谷川（松成）の水位が3.40mに達したとき 吉野瀬川（家久）の水位が2.00mに達したとき 和田川（近田橋）の水位が3.10mに達したとき 河和田川（北中）の水位が1.30mに達したとき 市内の時間雨量が20mm以上、または連続雨量が100mm以上に達し、引き続き相当の降雨が予想されるとき
	(災害対策本部)	各部の必要職員をもってあたるもので、事態の推移により速やかに緊急体制に移行できる体制とする。 (避難指示発令の検討)	<ul style="list-style-type: none"> 日野川（糺橋）、浅水川（鳥羽）、鞍谷川（松成）、吉野瀬川（家久）、和田川（近田橋）、河和田川（北中）の水位が氾濫危険水位に達したとき 市内の時間雨量が20mm以上、または連続雨量が100mm以上に達し、引き続き相当の降雨が予想され、大規模な災害の発生が予想されるとき
緊急体制 (災害対策本部)	本部の全力を挙げて水防活動を実施できる体制 (緊急安全確保)	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報が発表されたとき 氾濫発生情報が発表されたとき 大規模な災害が発生、切迫したとき 	

鯖江市水防本部事務分掌 (令和7年度)

部名 (部長)	班名	班長	構成課	分掌事務
総務部 (総務部長)	庶務班	職員課長	行政管理課 職員課	人員の配置および職員の動員に関すること
				自衛隊の受入に関すること
				安否情報等市民からの問合せに関すること
	情報収集班	デジタル推進課長	デジタル推進課	被害状況の取りまとめに関すること
				市民の被害状況の収集に関すること
				庁舎の通信復旧に関すること
	施設管理班	施設管理課長	施設管理課	本部に係る設備等の設置および管理に関すること
				公用車の管理および車両の借上げに関すること
				公共施設の燃料の確保に関すること
				被災建築物の応急対策に関すること
				応急仮設住宅に関すること
	被害調査班	税務課長	税務課	住家の被害認定調査に関すること
罹災証明書の発行に関すること				
避難誘導・ 救援物資班	収納課長	収納課	市民等の避難誘導（避難広報含む）に関すること	
			救援物資の受入および配分に関すること	
政策経営部 (政策経営部長)	秘書広報班	秘書広聴課長	総合政策課 秘書広聴課	本部長等の特命および秘書に関すること
				中央省庁等の視察団、調査団等の受入に関すること
				関係省庁および県に対する陳情資料等の作成に関すること
				災害広報写真の収集等に関すること
				報道関係機関等との連絡に関すること。
	部内の庶務に関すること			
財政班	財務管理課長	財務管理課	災害関係の予算措置に関すること	
市民生活部 (市民生活部長)	ボランティア班	市民主役推進課長	市民主役推進課	災害ボランティアセンターに関すること
				民間の救援隊の受入に関すること
				区長との連絡に関すること
	避難所班	市民窓口課長	市民窓口課 ダイバーシティ 推進・相談課	避難所の管理運営の後方支援に関すること
				避難住民の食糧等の配分に関すること
	災害対策班	防災危機管理課長	防災危機管理課	災害対策の総合立案に関すること
				本部および現地対策本部の開設および廃止に関すること
				本部の運営に関すること
				災害指令の伝達および災害情報の通信連絡に関すること
				国・県・他市町村等との連絡調整に関すること
				協定に基づく他機関の救援隊の編成および受入に関すること
				現地対策本部との連絡調整に関すること
				気象庁からの情報収集に関すること
	部内の庶務に関すること			
	環境班	環境政策課長	環境政策課	ごみおよびし尿等の処理に関すること
鯖江広域衛生施設組合との連絡調整に関すること				

鯖江市水防本部事務分掌（令和7年度）

部名 (部長)	班名	班長	構成課	分掌事務
健康福祉部 (健康福祉部長)	避難行動要支援者対策班	社会福祉課長	社会福祉課 社会福祉課 福祉総合相談室 長寿福祉課 国保年金課	避難行動要支援者(障がい者・高齢者)の救護および収容に関すること
				障がい者の被害状況の調査に関すること
				炊き出しに関すること
				赤十字奉仕団との連絡調整に関すること。
				被災福祉施設の被害調査および応急対策に関すること
				高齢者の被害状況の調査に関すること
	児童福祉班	こどもまんなか課長	こどもまんなか課 保育・幼児教育課	部内の庶務に関すること
				児童福祉施設の被害調査および応急対策に関すること
				保育園児の避難指示等に関すること
	救護班	健康づくり課長	健康づくり課	母子家庭等の支援に関すること
				医薬品等の調達および供給に関すること
				医療機関との連絡調整に関すること
被災地における救護所の設置に関すること				
産業交流部 (産業交流部長)	産業振興班	産業振興課長	産業振興課	防疫および食品衛生に関すること
				商業関係の被害状況の調査収集に関すること
				応急対策に要する労働力の供給に関すること
				食料品その他生活必需物資の調達および配分に関すること
				工業関係の被害状況の調査収集に関すること
	部内の庶務に関すること			
	交通班	交通・にぎわい創出課長	交通・にぎわい創出課	公共交通機関等との連絡調整に関すること
	農林班	農林政策課長	農林政策課	農業関係の被害状況の調査収集に関すること
				米穀等の調達供給に関すること
				部内の庶務に関すること
都市整備部 (都市整備部長)	土木班	土木課長	土木課	道路・河川・橋梁の確保、被害調査および応急対策に関すること
				林業関係の被害状況の調査収集に関すること
				農道・林道等農林業施設の被害調査および応急対策に関すること
				交通規制に関すること
				民間建設機械等の借上げに関すること
				所管排水機場の管理・保全に関すること
				部内の庶務に関すること
	都市施設班	都市計画課長	都市計画課 公園住宅課	公共土木施設災害の取りまとめに関すること
				都市施設の応急対策に関すること
				市営住宅の応急対策に関すること
				被災建築物の応急対策に関すること
	給水班	上下水道課長	上下水道課	応急仮設住宅に関すること
				水道施設等の被害調査および応急対策に関すること
				飲料水の供給確保に関すること
				下水道施設等の被害調査および応急対策に関すること
下水道班	上下水道課長	上下水道課	救出、捜索活動の応援に関すること	
			所管排水機場の管理・保全に関すること	
			部内の庶務に関すること	

鯖江市水防本部事務分掌（令和7年度）

部名 (部長)	班名	班長	構成課	分掌事務	
教育部 (教育委員会 事務部長)	教育班	教育政策課長	教育政策課	学校教育施設の被害調査および応急対策に関すること 部内の庶務に関すること	
			学校教育課	児童、生徒および幼稚園児の避難指示等に関すること 学用品、教科書の調達および配分に関すること	
	輸送班	生涯学習課長	生涯学習課	社会教育施設の被害調査および応急対策に関すること スポーツ施設の被害調査および応急対策に関すること	
			文化課	文化財の被害調査および応急保護対策に関すること	
			スポーツ課	緊急輸送に関すること 人員および支援物資等の輸送に関すること	
	支援部 (議会事務局長)	支援班	議会事務局次長	議会事務局	市議会との連絡調整に関すること 他の部・班の応援に関すること 部内の庶務に関すること
				監査委員事務局	他の部・班の応援に関すること
会計班		会計課長	会計課	救援資金の受け入れに関すること 災害対策に係る現金の出納に関すること	
被災者総合 相談所班			各課選抜	被災者総合相談に関すること	

水防現地対策本部運営要領

1 設 置

- (1) 災害の状況に応じ本部長が必要と認めたときは、水防現地対策本部（以下「基地」という。）を設置し、応急対策の指揮および現地での応急対策活動にかかわる関係機関との連絡調整活動を行う。
- (2) 基地の事務所の位置は、災害の状況に応じ本部長が決定する。

2 職 員

基地に、所長、副所長その他の職員を置き、必要に応じて都度市長が任命する。

3 協議会

基地設置後において住民総ぐるみの水防協力体制について協議するため、当該地区の市議会議員、区長、民生委員、消防団、自主防災組織および当該地区で特に必要と認めた団体等の代表者によって、協議会を実施することができる。

4 基地の業務

基地の業務は、概ね次のとおりとする。

- ① 本部との連絡調整に関すること。
- ② 区長等地区関係者との連絡調整に関すること。
- ③ 水防応急対策活動の実施に関すること。
- ④ 被害状況等の情報収集に関すること。
- ⑤ その他地区の水防対策に関すること。

5 課等の遵守事項

各課等は、基地の運営および基地への職員の派遣等について積極的に協力しなければならない。

指定避難所運営要領

1 開設

災害の状況に応じ本部長が必要と認めたときは、各地区の指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。

2 職員

指定避難所には、避難所運営要員を置き、あらかじめ市長が任命する。

3 避難所における業務および役割

避難所における職員の業務および役割は、避難所管理・運営マニュアルに基づくものとする。

4 協力体制

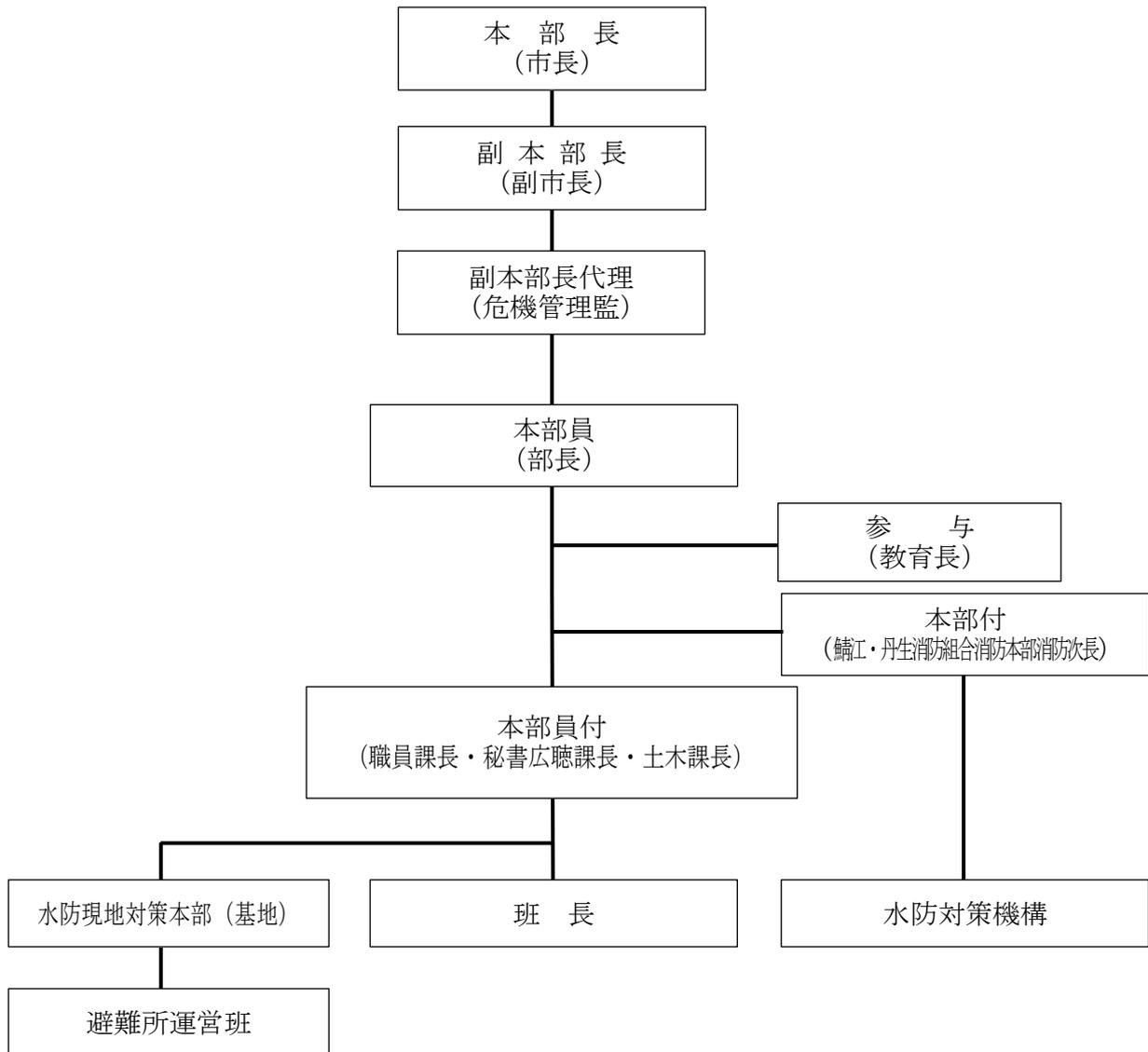
避難所の運営にあたっては、施設管理者をはじめ、当該地区の自主防災組織など地域住民の協力を得て体制を確保するものとする。

5 課等の遵守事項

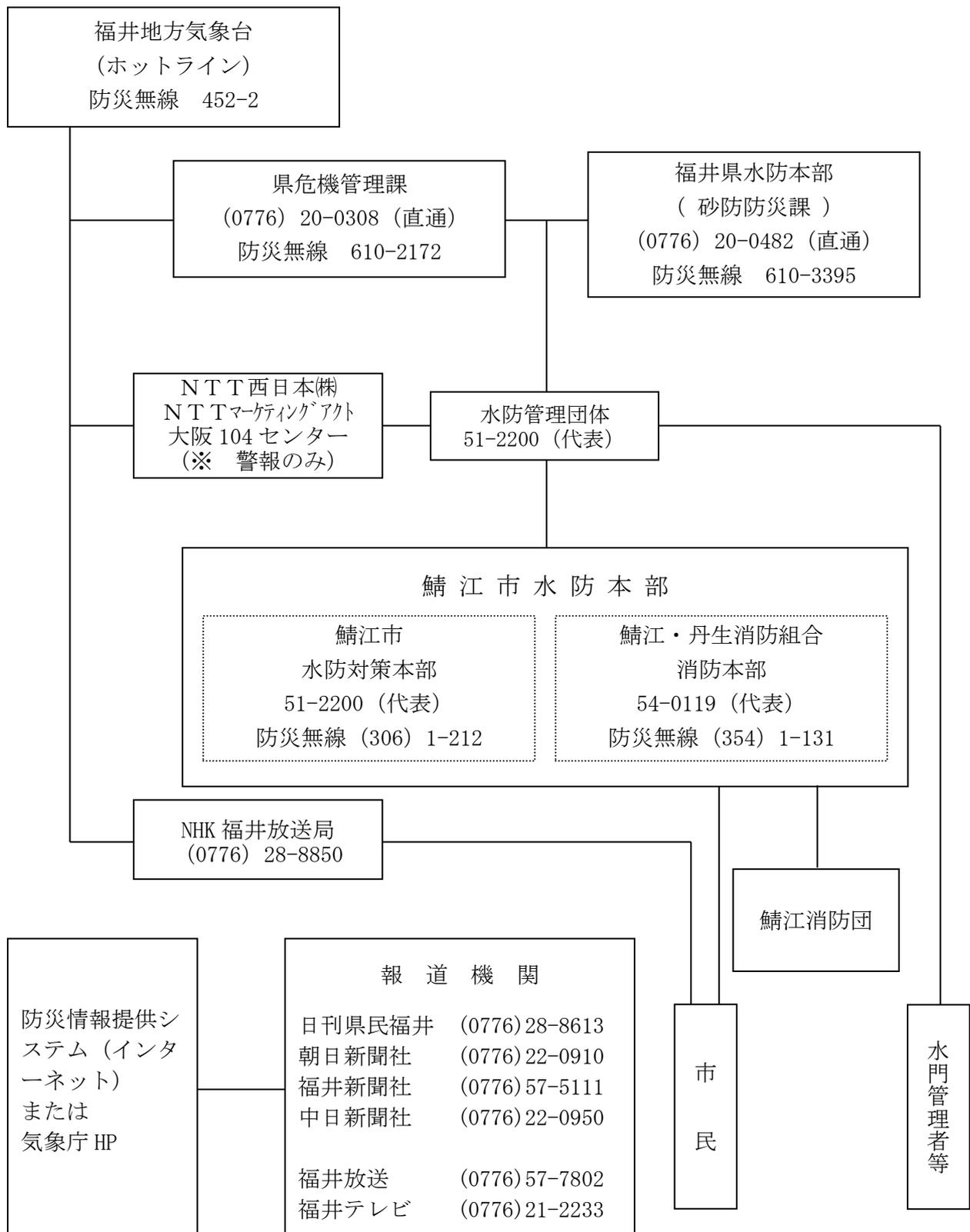
各課等は、指定避難所の運営および職員の派遣等について積極的に協力しなければならない。

鯖江市水防本部命令系統図（水防現場活動を除く）

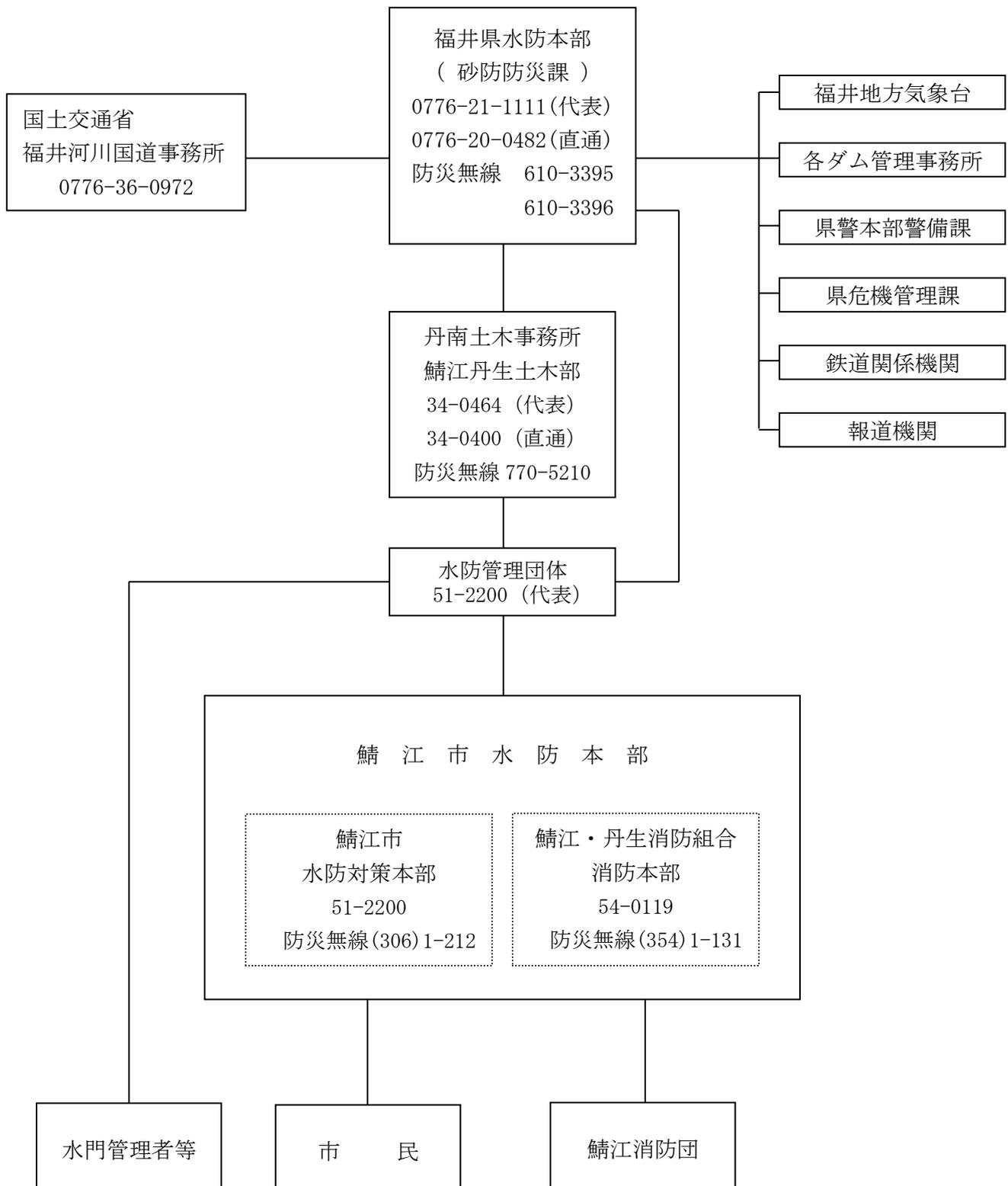
（水防本部系統図）



気象予報伝達系統図



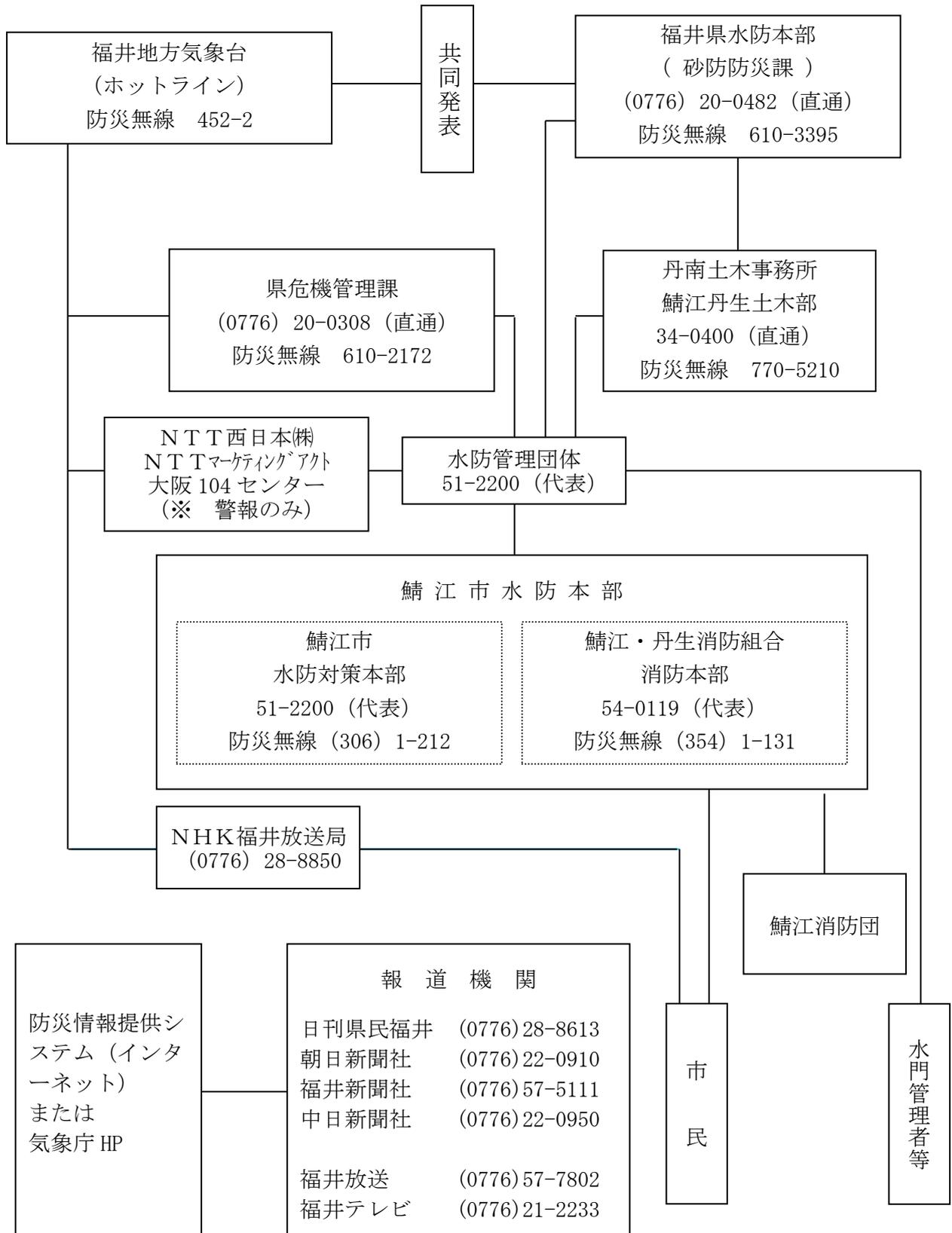
水防警報伝達系統図



(参考資料2-1)

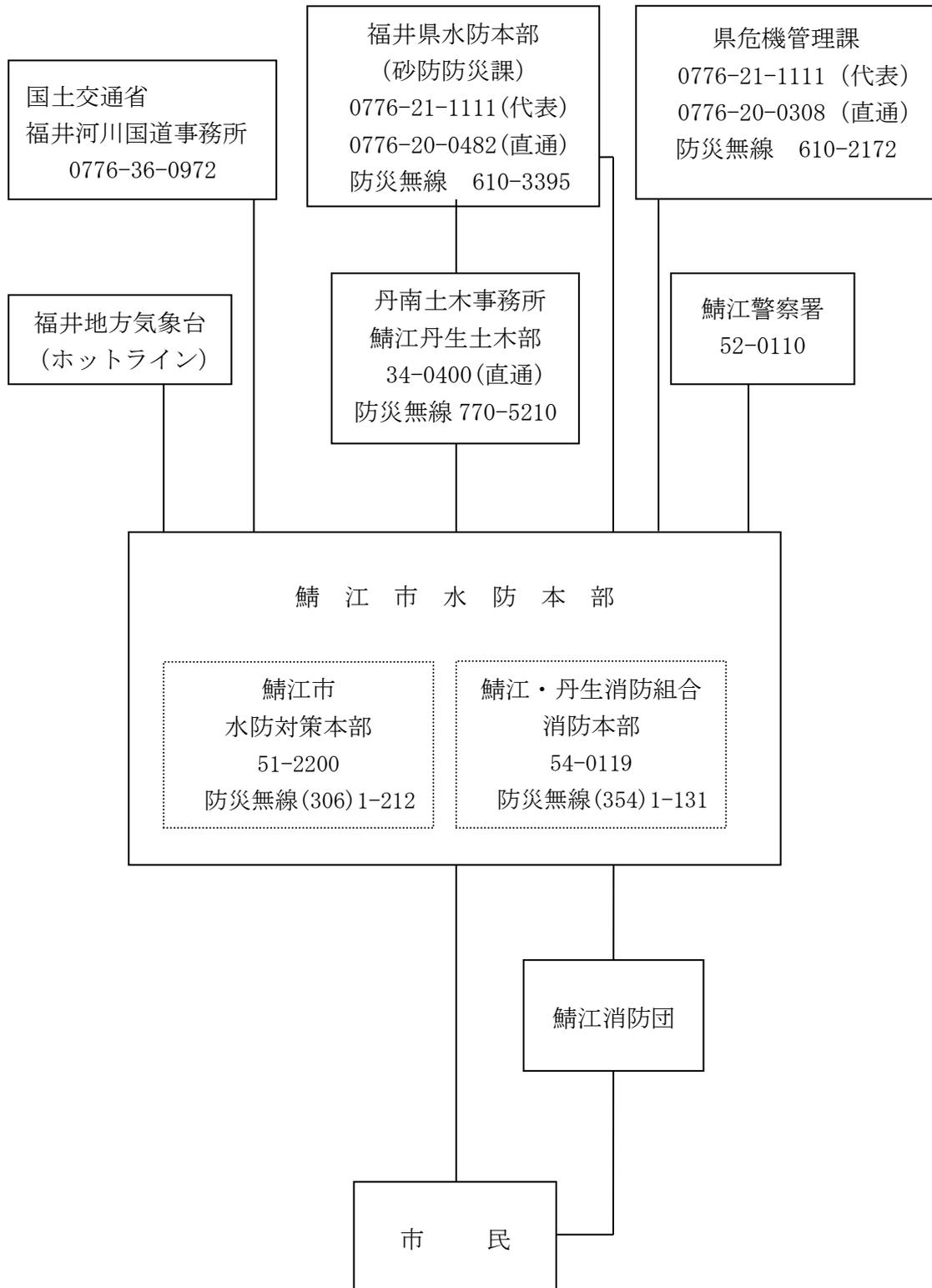
福井県様式 第4・5様式参照

洪水予報伝達系統図

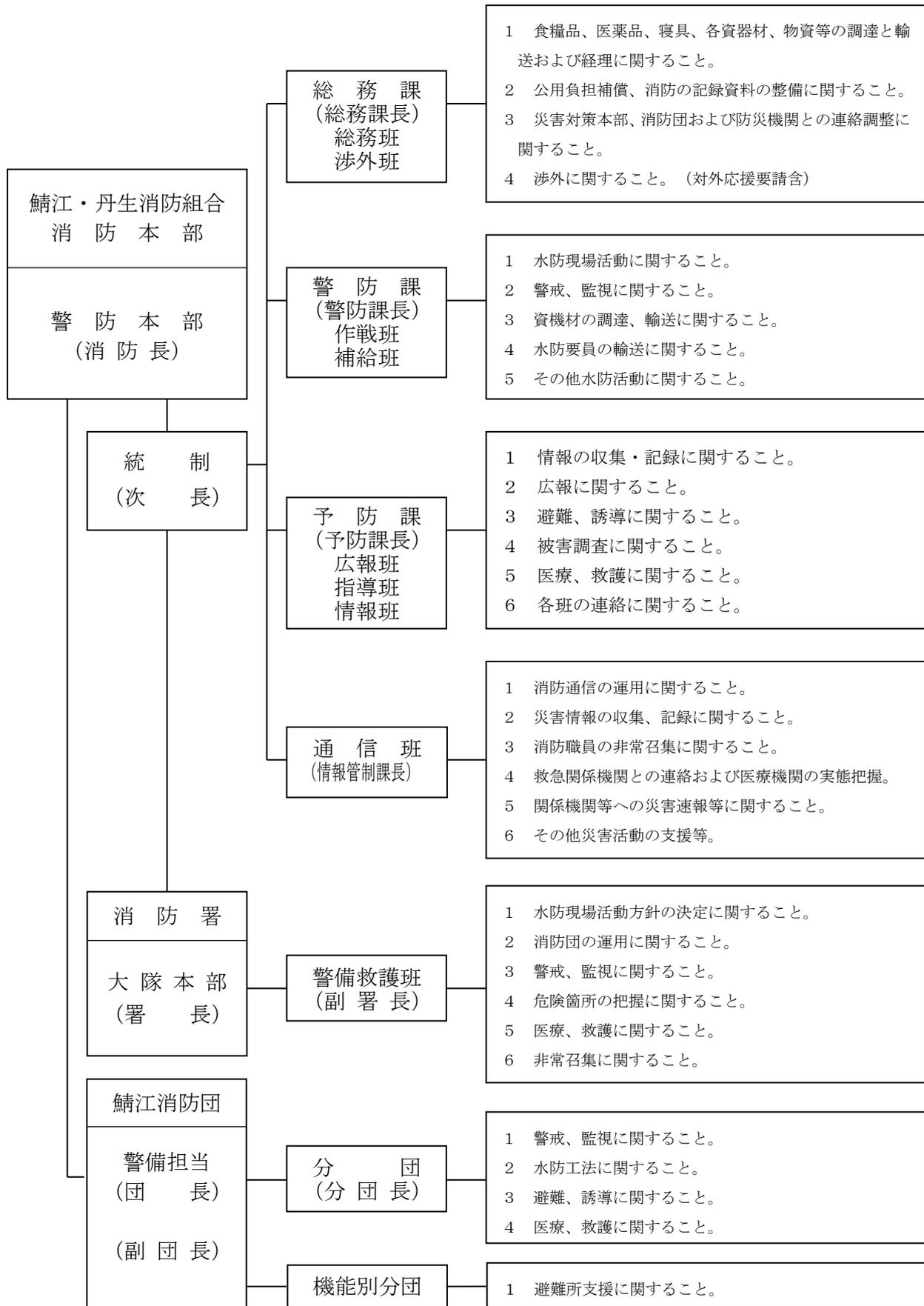


(参考資料2-2)
福井県様式参照

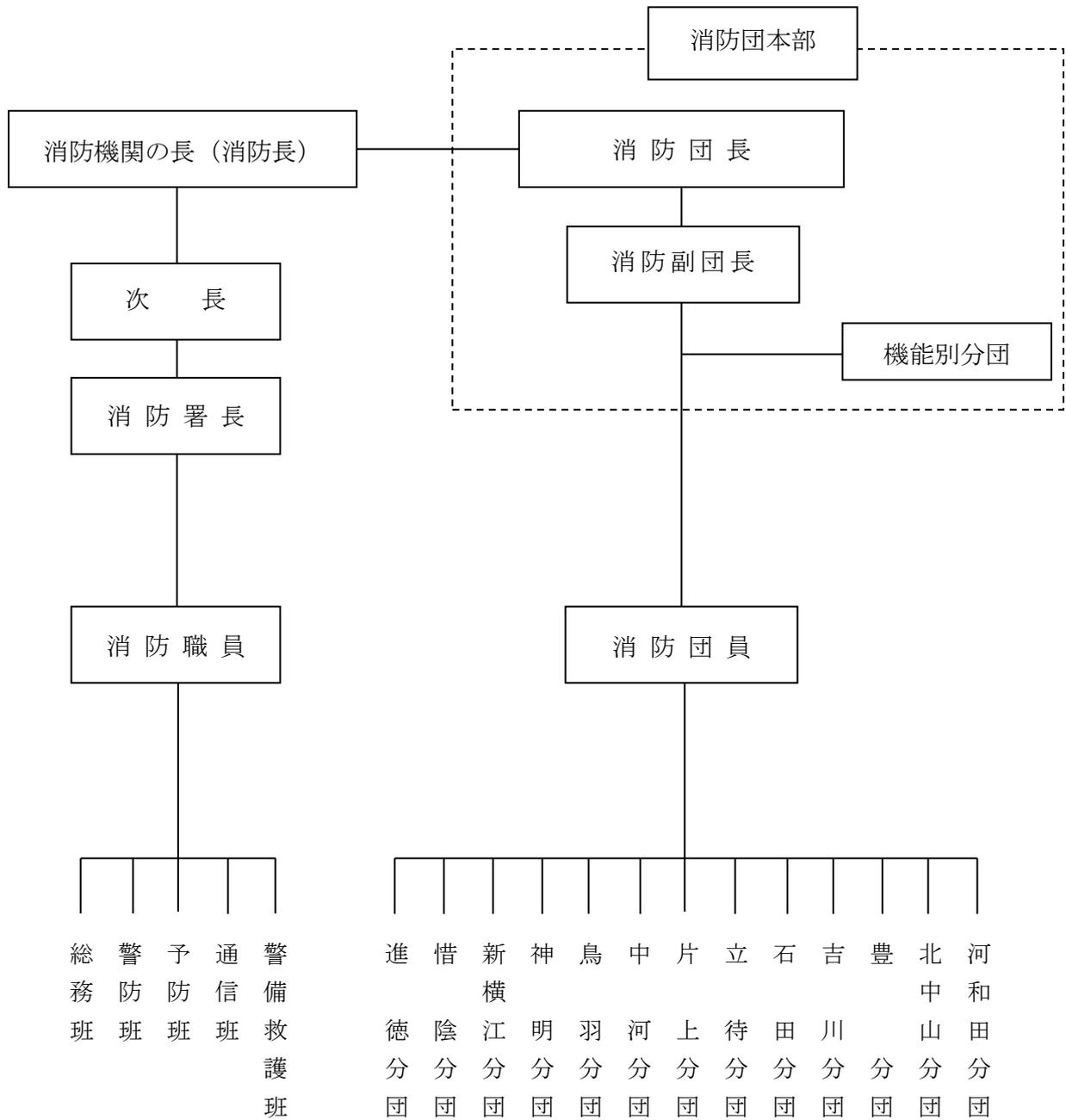
水防通信連絡系統図



鯖江・丹生消防組合消防本部の水防対策機構および事務分掌



消防機関招集方法



消 防 団 の 配 置 区 分

河川名	岸別	水 防 区 域	延長 (m)	担当分団
河和田川	左岸	上河内町～戸口町境	6,550	河和田
		戸口町境～鞍谷川合流点	2,580	北中山
	右岸	上河内町～戸口町境	6,550	河和田
		戸口町境～鞍谷川合流点	2,580	北中山
鞍谷川	左岸	越前市境～松成橋	1,700	北中山
		松成橋～浅水川合流点	2,680	中河
	右岸	越前市境～松成橋	2,150	北中山
		松成橋～浅水川合流点	7,230	片上
浅水川	左岸	越前市境～出口橋	2,250	新横江
		出口橋～石切橋	3,130	中河
		J Rガード～三六橋	1,880	鳥羽
		三六橋～日野川合流点	2,740	立待
	右岸	越前市境～出口橋	2,250	新横江
		出口橋～鞍谷川合流点	3,000	中河
		J Rガード～三六橋	2,250	鳥羽
		三六橋～日野川合流点	3,250	立待
日野川	左岸	越前市境～有定橋	1,380	豊
		有定橋～糺橋	3,000	吉川
		糺橋～福井市境	2,100	石田
	右岸	越前市境～鯖江大橋	1,775	惜陰
		鯖江大橋～吉川橋	2,725	進徳
		吉川橋～糺橋	1,000	神明
		糺橋～浅水川合流点	2,250	立待
	吉野瀬川	左岸	越前市境～日野川合流点	1,100
右岸		越前市境～日野川合流点	1,100	
和田川	右岸	川去町～石田下町	2,860	石田 吉川

避難所等

地区	避難所等	種類	水害		土砂災害警戒区域
			計画規模	想定最大規模	
鯖江	鯖江公民館	指定避難所	○	△	
	惜陰小学校		○	○	
	進徳小学校		○	○	
	鯖江中学校		△	△	
	鯖江高等学校		○	○	
	せきいんこども園	指定緊急避難場所	○	○	区域内
	しんとくこども園		○	○	
新横江	新横江公民館	指定避難所	△	△	
	鯖江東小学校	指定避難所	△	△	
	鯖江東幼稚園	指定緊急避難場所	×	×	
神明	神明公民館	指定避難所	○	○	
	神明小学校		○	△	
	鳥羽小学校		△	△	
	中央中学校		○	○	
	神明幼稚園	指定緊急避難場所	○	○	
	神明保育所		○	○	
中河	中河公民館	指定避難所	○	△	
	中河小学校	指定避難所	○	△	
	中河保育所	指定緊急避難場所	×	×	
片上	片上公民館	指定避難所	△	×	区域内
	片上小学校		△	△	
	片上幼稚園	指定緊急避難場所	×	×	区域内
立待	立待公民館	指定避難所	△	△	
	立待小学校	指定避難所	△	△	
	立待保育所	指定緊急避難場所	×	×	
	石田保育所	指定緊急避難場所	×	×	
吉川	吉川公民館	指定避難所	△	△	
	吉川小学校		△	△	
	吉川保育所	指定緊急避難場所	×	×	
豊	豊公民館	指定避難所	△	△	
	豊小学校		△	△	
	ゆたかこども園	指定緊急避難場所	×	×	
北中山	北中山小学校	指定避難所	△	△	
	北中山公民館		△	△	
	東陽中学校		△	△	
	北中山幼稚園	指定緊急避難場所	×	×	
河和田	河和田コミュニティセンター	指定避難所	△	△	
	河和田小学校		△	△	
	かわだ保育所	指定緊急避難場所	×	×	
			○ … 使用可		
			△ … 一部使用可		
			×	… 使用不可	

《用語の説明》

指定避難所：自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活を送るためのところ

指定緊急避難所：命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所

計画規模：およそ10年～100年に一度の豪雨

想定最大規模：およそ1,000年に一度の豪雨

土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害を生ずると認められる区域

市内を流れる21河川（※）が、大雨により、増水し、水流が堤防を越えたり、堤防を決壊させたりした場合の浸水予測に基づいて予測した浸水区域を基に、雨量に応じた計画規模および想定最大規模を想定して避難所の使用可否を判断する必要がある。

避難が必要になったときは、各町内の浸水被害が及ばない一時避難所（公民館、寺社等）に避難し、その後状況に応じて、浸水被害が及ばない市が指定する避難所（指定避難所、指定緊急避難場所等）に避難する。上記以外の鯖江市が所有または管理する施設についても、原則避難所として指定するものとする。ただし、水害時に使用不可になる場合や、一部使用可の避難場所は、浸水被害が予想される場合または浸水被害が発生した場合は、使用しないものとする。また、一時待避協力事業所として69事業所に垂直避難の協力を依頼している。

※足羽川、日野川、浅水川、黒津川、穴田川、天王川、和田川、石田川、吉野瀬川、論手川、赤川、神通川、青野川、石生谷川、鞍谷川、朝六川、天神川、河和田川、血ノ川、片上川、服部川

水防実施状況報告書

作成責任者

管理団体名		指定非指定の別						報告年月日	平成 年 月 日		
水防実施箇所	はん濫注意水位 (警戒水位) 川出水位 雨量 川左岸 川右岸 地先							所 得 費	管理団体分	県支出分	合計
		人 件 費	手 当	円	円	円					
			そ の 他	円	円	円					
			計	円	円	円					
		そ の 他	資材費	円	円	円					
			器材費	円	円	円					
			燃料費	円	円	円					
			雑 費	円	円	円					
		計	円	円	円						
		合 計	円	円	円						
日 時	自 年 月 日 時							叭 俵	俵	俵	俵
出 動 人 員 等	至 年 月 日							葦	卷	卷	卷
水防作業の概要 および工法	水防団員 消防団員 その他 計 人 人 人 人						繩	本	本	本	
							丸 太				
							その他				
水 防 の 結 果	効 果	堤防	田畑	家	鉄道	道路	人口	その他			
	被 害										
他団体よりの 応援状況							立退きの状況およびそれを指示した理由				
居住者出動状況							水防功労者の氏名 年齢所属およびその功績概要				
警察の援助状況							堤防その他の施設等の異状の有無および緊急工事を要するものが生じたときはその場所および損傷状況				
現場指揮者氏名											
水防関係者の死傷							水防活動に関する自己批判				

(資料1)

鯖江市水防計画河川

(一級河川：11河川)

河川名	区 間	延長 (km)	指定年月日
日野川	越前市境から福井市境まで	8.97	S41.3.28
浅水川	越前市境から日野川合流点まで	10.97	S41.3.28
黒津川	長泉寺町地先から浅水川合流点まで	3.05	S47.4.26
鞍谷川	越前市境から浅水川合流点まで	4.43	S41.3.28
河和田川	上河内町地先から鞍谷川合流点まで	9.74	S41.3.28
血ノ川	上戸口町地先から河和田川合流点まで	1.87	S49.4.11
天神川	河和田町地先から河和田川合流点まで	1.00	S41.3.28
穴田川	越前市境から浅水川合流点まで	3.84	S41.3.28
石田川	石田上町地先から和田川合流点まで	2.30	S45.4.20
吉野瀬川	越前市境から日野川合流点まで	1.30	S61.4.5
和田川	越前町境から石田下町(天王川合流点)まで	2.86	S41.3.28

(準用河川：5河川)

河川名	区 間	延長 (km)	指定年月日
論手川	冬島町地先から石田川合流点まで	4.21	S61.9.17
赤川	平井町地先から石田川合流点まで	1.17	S52.2.5
神通川	漆原町地先から和田川合流点まで	4.00	S61.9.17
石生谷川	石生谷町地先から神通川合流点まで	1.85	S61.9.17
青野川	和田町地先から神通川合流点まで	0.70	S61.9.17

(資料2)

鯖江市重要水防区域

(堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。)

河川名	水防区域延長(m)	区 域	重要度別区間(m)		摘 要
			A	B	
浅水川	1,150	西番町～三尾野出作町	—	右 550 左 600	堤防高 (流下能力)
	3,100	鳥羽町～神明町	—	右 1,500 左 1,600	
	1,400	下河端町	—	右 700 左 700	
鞍谷川	7,200	川島町～橋立町	—	右 3,050 左 4,150	
河和田川	500	片山町	左 500	—	
	4,000	落井町～戸口町	右 1,500 左 2,500	—	
天神川	2,600	河和田町	右 1,300 左 1,300	—	
和田川	2,860	川去町～石田下町	—	右 2,860	

※ A：水防上最も重要な区間

B：水防上重要な区間

【説明】

種別	重要度	
	A：水防上最も重要な区間	B：水防上重要な区間
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高水位)が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所

(資料3)

主要水門等一覧

河川名	名称	岸別	所在地	管理者	操作
吉野瀬川	当田三ヶ用水	左岸	白鬼女橋上流 130m	当田三ヶ用水組合	手動
	十一ヶ用水		下司橋上流 300m	鯖江日野川西部土地改良区	油圧式
	熊田用水		水門橋上流 20m	熊田用水組合	手動
	下司排水機場	右岸	下司橋下流 80m	市土木課	手動
日野川	鳥井水門	左岸	鳥井水源地東側	鳥井町	手動
	石田三ヶ用水		丹南高校敷地北	石田三ヶ用水組合	手動
	杉本用水	右岸	糺橋上流 250m	杉本耕作組合	手動
	荒子排水機場	左岸	荒子排水機場	市土木課	モーター
	熊田排水機場		熊田排水機場		モーター
	立待排水機場	右岸	立待排水機場		モーター
	水落排水機場		水落排水機場	市上下水道課	モーター
鞍谷川	川島水落	右岸	川島橋下流 300m	川島町	モーター
	田中用水		鞍谷川、河和田川合流点 下流 100m	田中用水組合	モーター
	片上樋門		片上川、鞍谷川合流点	市土木課	モーター
	片上排水機場		片上排水機場第1・第2		モーター
	中河排水機場	左岸	中河排水機場		モーター
浅水川	郷勺	右岸	郷勺橋下流 30m	鯖江下新庄土地改良区	手動
	河端	左岸	下新庄橋上流 280m		手動
	大湧水	右岸	出口橋上流 460m	中野町	手動鍵付
	殿後	左岸 右岸	出口橋下流 200m		手動鍵付
	上河端排水機場	左岸	上河端排水機場	市土木課	モーター
	河端三ヶ用水	右岸	曲木橋下流 100m	鯖江河端土地改良区	手動
					手動
	下河端排水機場	左岸	下河端排水機場	市土木課	モーター
	黒津川排水機場		黒津川排水機場	丹南土木鯖江丹生土木部	油圧式
	鳥羽用水	右岸	JR鉄橋下流 20m	鯖江鳥羽土地改良区	手動
	東工排水機場	左岸	東工排水機場	市上下水道課	モーター
西番排水機場	西番排水機場		モーター		
穴田川	鋤ヶ崎用水	左岸	上河端橋上流 80m	鯖江河端土地改良区	モーター
河和田川	筋生田	左岸	筋生田川、河和田川合流点	市土木課	手動
	八ヶ用水		戸口、別司境界点	八ヶ用水組合	手動
	三ヶ用水	右岸	弁財天山石切り場	三ヶ用水組合 (落井町区長)	手動
			布ヶ淵頭首工		モーター
			落井橋下流 60m		手動
	磯部排水機場		磯部排水機場	市土木課	モーター
	北中山排水機場	左岸	北中山排水機場	市土木課	モーター
落井	左岸	鞍谷川、河和田川合流点	市土木課	モーター	
和田川	論手川排水機場	右岸	論手川排水機場	市土木課	モーター
	川去排水機場		川去排水機場	市土木課	手動
黒津川	神中公園西水門	右岸	神中公園北西角	市上下水道課	手動

(資料4)

雨量観測所一覧

(市内)

河川名	観測所	所在地	種別	観測者	連絡先
日野川	西山	西山町	無線テレメーター	丹南土木 鯖江丹生土木部	34-0400
鞍谷川	松成	松成町	〃	〃	〃
河和田川	北中	北中町	〃	〃	〃

(市外)

河川名	観測所	所在地	種別	観測者	連絡先
日野川	広野ダム	南越前町広野	有線テレメーター	広野・榑谷 ダム統管	45-1122
	丹南土木	越前市上太田町	〃	丹南土木	23-4966
鞍谷川	粟田部	越前市粟田部町	無線テレメーター	〃	〃
	余川	越前市余川町	〃	〃	〃
服部川	相木	越前市相木町	〃	〃	〃

(資料5)

水位観測所一覧 (福井県・鯖江市)

令和7年4月1日現在

(市内)

(単位m 川底から)

河川名	河川の種類	観測所	所在地	観測者	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
日野川	洪水予報河川	糺橋	糺町	丹南土木 鯖江丹生 土木部	3.20	4.20	4.60	5.50
浅水川	水位周知河川	出作	三尾野出作町		5.00	5.50	—	7.50
	水位周知河川	鳥羽	御幸町		4.40	4.90	5.10	6.10
鞍谷川	水位周知河川	松成	松成町		1.80	2.90	—	6.20
河和田川	その他の河川	北中	北中町		0.70	1.20	—	1.90
穴田川	その他の河川	上河端 (※)	上河端町		—	—	—	—
天神川	その他の河川	河和田 (※)	河和田町		—	—	—	—
河和田川	その他の河川	戸口 (※)	戸口町		—	—	—	—
神通川	その他の河川	川去	川去町	市土木課	—	—	—	—
	その他の河川	西大井	西大井町		—	—	—	—

(※) : 危機管理型水位計

(市外) (上流域)

(単位m 川底から)

河川名	河川の種類	観測所	所在地	観測者	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
日野川	洪水予報河川	家久 (鯖江)	越前市家久町	広野・榎谷 ダム統管	2.00	2.50	—	4.00
浅水川	水位周知河川	北	越前市北町	丹南土木	1.80	2.30	—	2.80
吉野瀬川	水位周知河川	上太田	越前市上太田町		2.00	2.40	2.50	3.20
	水位周知河川	家久 (吉野瀬川)	越前市家久町		1.10	1.90	—	2.70
鞍谷川	水位周知河川	粟田部	越前市粟田部町		1.30	1.80	1.90	2.50
和田川	その他の河川	近田橋 (気比庄)	越前町上川去	丹南土木 鯖江丹生 土木部	2.00	3.00	—	4.00

[日野川および和田川水位情報テレホンサービス] 石田下排水機場 (51-6857)

水位名称	用語解説
水防団待機水位	水防団が待機する目安となる水位
氾濫注意水位	氾濫の発生に対する注意を求める目安、水防団が出動する目安となる水位
避難判断水位	高齢者等避難の発令判断の目安となる水位、危険な場所から高齢者等は避難する目安となる水位
氾濫危険水位	避難指示の発令判断の目安となる水位、危険な場所から全員避難する目安となる水位

(資料6)

防災行政無線運用資料

(同報系)

周波数	種 別		出力	設置場所	呼出名称	
60.500 Mhz	同報親局	親局無線電波装置	5W	市役所	さばえし	
		操作卓		防災危機管理課		
		遠隔制御器		鯖江・丹生消防組合消防本部		
	60.500 Mhz	同報子局 (38か所)			上河内町公民館	
					沢町公民館	
					中山間交流会館	
					寺中町河和田神社参道	
					椿坂町会館	
					筋生田町会館	
					河和田小学校	
					越前漆器伝統産業会館	
					河和田町会館	
					市道北中戸口線消雪用水施設	
					東部児童センター	
					川島多目的集会場	
					上戸口集落センター	
					中戸口町公民館	
					北中山小学校	
					磯部町公民館	
					落井町公民館	
					松成町八幡神社	
					青葉町ふれあい会館	
					乙坂今北町公民館	
					別所町集落センター	
					片上小学校	
					南井町集落センター	
					四方谷町集落センター	
					吉谷町集落センター	
					下河端多目的集会場前	
					舟枝町公民館	
					原公民館	
					御幸第3公園	
					神中公園	
				石田保育所		
				平井第一公園		
				熊田町公民館		
		下司町(下司橋付近)				
		ふれあいみんなの館さばえ				
		立待小学校				
		吉川小学校				
		豊小学校				
63.605 Mhz	同報再送信子局	同報親局との通信	3W	河和田小学校	ぼうさいかわだ	
		同報子局との通信	1W			
63.605 Mhz	同報子局(2局)			金谷町グラウンド		
				西袋町公民館		

(資料7-1)

水防倉庫・資機材一覧

(令和7年4月1日現在)

倉庫名	所在地	備考
消防署	西山町13-22	消防署車庫
鯖江市水防倉庫 (鳥羽分団倉庫)	神明町5丁目	鯖江消防団鳥羽分団車庫

資材		器具	
種類	数量	種類	数量
土のう袋	4,400	クリッパー	5
縄(玉)	3	掛矢(カヤ)	10
ビニールシート(3.6m×5.4m)	10	鉋(ナ)	15
ビニールシート(5.4m×5.4m)	41	スコップ(角)	30
鉄線(kg)	75	スコップ(剣)	70
鋼杭(16mm 1.2m)	80	ツルハシ	10
		鍬(ク)	10
		斧(ノ)	10
		ペンチ	5
		鋸(ノギリ)	20
		鎌(カ)	55
		しの	40
		大ハンマー(8P)	17
		一輪車	6
		投光器(500w)	4
		草刈機	3
		コードリール(30m)	3
		PPロープ(巻)	5

(資料7 - 2)

各町内配備水防用資機材一覧

(令和7年4月1日現在)

地区(町内)	土のう袋	ビニールシート	保管場所	土砂(m ³)	土砂置場	
鯖江	本町1丁目	—	10	本町1丁目防災倉庫	—	
	本町2丁目	—	10	町内会倉庫ガレージ	—	
	本町3丁目	30	3		—	
	旭町1丁目	100	13	松阜神社内倉庫	—	
	旭町2丁目	—	50		—	
	旭町3丁目	50	50		1	
	旭町4丁目	—	10		—	
	柳町2丁目	50	20	柳2防災倉庫	—	
	柳町団地	40	20		—	
	柳町3.4丁目	—	7	東鯖江第3公園内防災倉庫	—	
	長泉寺町1.2丁目	380	2	長泉寺児童センター	2	長泉寺町2丁目公園
	西山町	50	20		—	
	日の出町	35	13	町内防災小屋	0.8	
	深江町	40	10	深江町公民館	—	
	屋形町	300	30	屋形公園防災倉庫	1	
	舟津町2丁目	15	90	舟津町2丁目公民館倉庫	—	
	舟津町5丁目	150	80	5丁目区防災倉庫	—	
	住吉町1丁目	100	10	住吉第一公園内	1	
	住吉町2丁目	400	10	住吉町第2公園防災倉庫	3	住吉町第2公園
	住吉町3丁目	400	10	ひまわり公園内防災倉庫	—	
有定町1.2.3丁目	100	10	有定第一公園	1	有定町公園	
上鯖江2丁目	—	20		—		
新横江	横越町	200	10	横越公民館	2	八幡神社南側
	下新庄町	200	10	旧新横江消防団車庫	2	
	定次町	—	30	定次町防災倉庫	—	
	五郎丸町	100	30		1	
	東鯖江1.2.3.4丁目	290	10		2	
神明	水落町3丁目	50	3		—	
	水落町4丁目	50	3		—	
	北野町1丁目	—	5		—	
	北野町2丁目	—	10	北野町公民館	—	
	三六町2丁目	50	2		—	
	幸町2丁目	180	50	幸町2丁目公民館	—	
	田所町	100	10		—	
	鳥羽3丁目	50	30	町内倉庫	—	
	神中町	50	100		2	
	みどり町内会	400	35	みどり会館前倉庫	—	
	東米岡1丁目	100	5		—	

中 河	中野町出口木引	190	—		2	
	中野町花出	20	20	花出コミュニティ会館	0.5	
	中野町樋口	70	5	樋口防災倉庫	1	
	中野町まち	65	7	まち公民館倉庫	2	まち公民館敷地
	中野町原	1,700	22	原ふれあい会館	5	原ふれあい会館南東角
	中野町松成	1,000	50	松成公民館	—	
	上河端町	400	10	上河端町集落センター	1	高速道路高架下
	上河端町新出	50	2	新出町倉庫	—	
	舟枝町	1,600	20	舟枝町公民館	—	
	橋立町	2,000	50	橋立町公民館	—	
	下河端町	2,000	300	下河端町公民館	5	河端橋西詰
	青葉町	50	30	青葉町公民館	2	
片 上	吉谷町	1,000	50	吉谷町公民館	2	
	四方谷町	100	8	四方谷町公民館	1	
	南井町	400	—	南井町公民館	2	公民館 北東角
	大野町	500	5	大野町集落センター	2	春日神社境内 南西角
	別所町	200	10	別所町集落センター	1	
	乙坂今北町	200	2	乙坂今北町公民館	—	
	吉谷町青葉台	250	10	公園内倉庫	1	
立 待	吉江町	50	20	近松会館	—	
	西番町	—	11	西番町保管倉庫	—	
	上杉本町	50	10		—	
	石田上町	350	15	石田上町公民館	—	
	石田中町	50	5		—	
	石田下町	200	30		—	
	平和台団地	—	7		—	
	吉江山手団地	50	3		—	
	丸山町3丁目	250	30		—	
	西杉本	50	20	西杉本備品倉庫	—	
吉 川	川去町	—	3		—	
	西大井町	400	4	西大井町農業協同作業場内	2	西大井町農業協同作業場西
	持明寺町	200	6	ポンプ小屋	—	
	冬島町	400	2	旧公民館横鐘付堂横	2	旧公民館横鐘付堂横
	二丁掛町	100	5		3	
	小泉町	50	16	小泉町防災倉庫	3	小泉町与呉神社境内南側
	熊田町	70	6	熊田町防災倉庫	—	
	西和町内会	30	—	公民館	1	公民館
	あすなる町内会	100	3	あすなる公民館	—	
	朝霞町内会	100	10	朝霞町内防災倉庫	—	

豊	下野田町	8	1	下野田公民館	1	
	石生谷町	50	—	石生谷区第一倉庫	0.5	
	漆原町	100	5		—	
	上氏家町	—	20		—	
	下司町	400	10	下司町共同出荷場	—	
	当田町	145	4	当田公民館格納庫	2	当田町公民館隣接敷地
	青武台町内会	300	1		1	
	青武台	200	—	青武台公民館	—	
北中山	松成町	500	10	松成町防災倉庫	—	
	落井町	900	25	北中山公民館倉庫	3	落井町公民館北東角
	磯部町	400	40	磯部町防災資機材置場	0.5	
	戸口町	400	10	戸口町防災倉庫	1.5	公園内
	中戸口町	600	3	中戸口町公民館防災倉庫	1.5	公民館北側
	上戸口町	600	3	上戸口町公民館横	1.5	上戸口町
	川島町	250	8	川島町公民館	6	公民館・バス停前
河和田	別司町	340	3	別司町消防器具置場	1	
	河和田町	650	7	河和田町会館	1	敷山神社
	筋生田町	300	10	消防倉庫	—	
	片山町	1,400	2	片山町防災倉庫	6	河和田川左岸
	西袋町	—	—	西袋町公民館	1	公民館 北東角
	西袋町椿坂	250	5	消防ポンプ小屋	2	八幡神社下
	金谷町	200	1	金谷町公園	1	金谷町グラウンド内
	寺中町	300	—	寺中町公民館	3	公民館 北側
	北中町	600	4	ふれあい会館西側倉庫	—	
	東清水町	450	10	東清水町公民館	2	墓地前駐車場
	尾花町	1,500	4	中山間交流会館	4	交流会館グラウンド東側
	沢町	200	1	沢町公民館	4	沢町公民館 南側
計		29,398	1,875		102.3	



(資料8)

所有自動車等一覧

(鯖江市)

種 別	形 質	数 量
乗 用 車	5人乗り×10 7人乗り×3	13
軽 乗 用 車	4人乗り	14
ワゴン	5人乗り×2 7人乗り×2 8人乗り×2 10人乗り×1	7
福祉車両	5人乗り (車椅子積載車)	1
マイクロバス	定員26名×1	1
	定員29名×1	1
小型貨物	軽バン×24 軽トラ×2	26
普通貨物	バン×33 1.0tトラック×1 1.5tトラック×1 2.0tトラック×2	37
給水車	1.6t	1
ショベルカー	—	10
舟 艇	ゴムボート	1

(鯖江・丹生消防組合消防本部)

種 別	形 質	数 量
救助工作車	—	1
資機材搬送車	2.0tトラック	2
救急車	—	7
水槽車	—	1
人員搬送車	ワゴン：10人乗り×1 マイクロバス：定員29名×1	2
重機および重機搬送車	—	1
舟 艇	ゴムボート	3
発電機	—	12
救命索発射銃	携帯式	2
無線機 (デジタル)	車 載	34
	携 帯	25

福井県保有防災資機材一覧（西山町備蓄水防倉庫内）

（令和7年4月1日現在）

資材名	規 格	個数	資材名	規 格	個数
大型土嚢袋		100袋	スコップ		27丁
小型土嚢袋		12,000袋	かけや		3丁
畳		20枚	ペンチ		6丁
縄		20巻	まさかり		2丁
ロープ		12巻	くわ		4丁
ブルーシート	2.7*2.7	73枚	つるはし		3丁
ブルーシート	3.6*5.4	59枚	かなづち		6本
丸太杭		130本	クリッパー		3丁
鉄線（番線）		40kg	一輪車		5台
釘		8kg	照明		2基
かすがい		200本	丸太		5本

福井県丹南土木事務所 鯖江丹生土木部調

防災資機材等一覧表

(令和7年4月1日現在)

防災拠点施設 配備資機材一覧表

番号	資機材名	数量	番号	資機材名	数量
1	簡易流し台	2	46	土のう	10345
2	ジャグ	11	47	水土のう	40
3	電子レンジ	6	48	ブルーシート	558
4	カセットコンロ	3	49	ライフジャケット	100
5	段ボールパーテーション	71	50	一輪車	27
6	段ボールプライベートボックス	2	51	ヘルメット	100
7	ワンタッチパーテーション	44	52	軍手	600
8	白色プラスチック段ボールパーテーション	200	53	アイガード	260
9	スプリットブルーム(セット)	6	54	ゴム手袋(組)	3,585
10	折りたたみ避難ベッド	44	55	空調服(夏季用)	100
11	段ボールベット(箱組立タイプ)	150	56	放射温度計	40
12	段ボールベット(ニュー簡太くん)	70	57	防護服(エプロン)	318
13	エアーマット	10	58	マスク(N95(枚))	3,720
14	ポンプインエアーマット	123	59	マスク(枚)	200,350
15	サポートマット	537	60	キムタオル(1袋50枚)	50
16	床マット(緑・茶)	41	61	フェイスシールド	726
17	アルミロールマット	60	62	除菌アルコールタオル	240
18	毛布	969	63	簡易防護服	800
19	アルミックシート	48	64	非接触型体温計	180
20	布団セット	10	65	サーモグラフィ	13
21	寝袋	7	66	三脚、ホルダー(サーモ用)	11
22	携帯電話充電セット	6	67	CCDカメラ・USBケーブル(サーモ用)	14
23	生理用品(枚)	430	68	マウスガード	100
24	災害時用紙おむつ(子ども用、大人用)	738	69	フェイスシールド(フレーム)	500
25	オストメイト用トイレ	3	70	フェイスシールド(フィルム(枚))	1,200
26	車椅子用トイレ(下水道直結型式)	2	71	サーマルカメラ(一式)	2
27	プラスチック段ボール製簡易組立トイレ	12	72	石油ストーブ	9
28	簡易組立トイレ消耗品	2750	73	ガソリン携行缶(180・200)	10
29	ラップボン(ラップ式簡易トイレ)	5	74	カセットガスストーブ	30
30	ラップボン消耗品	2810	75	大型扇風機	69
31	コードリール	16	76	使い捨てカイロ(枚)	720
32	備蓄ランタン	18	77	ポケット線量計	36
33	カセットガス発電機	33	78	防護マスク	36
34	カセットガス(本)	528	79	防護マスク吸収缶	36
35	パワーモバイルバッテリー	10	80	防護服	36
36	非常用可搬型発電機(ELSONA)	1	81	サーバイメーター	4
37	LEDバルーンバッテリー灯光機	2	82	ポケットサーバイメーター	3
38	翻訳機(ポケトーク)	25	83	簡易サーバイメーター	48
39	トランシーバ	26	84	高線量測定用サーバイメーター	5
40	携帯電話	20	85	衛星携帯電話	1
41	iPad	47	86	ごみ箱(段ボール)	40
42	テント一式	1	87	ごみ箱(ポリ)	40
43	スコップ(角)	40			
44	スコップ(剣)	70			
45	折りたたみ式運搬車	1			

防災資機材等一覧表

(令和7年4月1日現在)

地区防災倉庫 資機材配備一覧表											
番号	資機材名	鯖江	新横江	神明	中河	片上	立待	吉川	豊	北中山	河和田
1	携帯用救助器具一式	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
2	ハンドマイク	4	3	4	4	4	4	3	4	3	4
3	携帯型投光器	3	3	2	2	3	4	3	3	2	2
4	エンジンカッター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
5	油圧ジャッキ	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	小型動力ポンプ一式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	発電機	2	4	2	3	2	3	3	3	2	2
8	三脚	7	7	6	7	7	7	6	8	6	6
9	ライト(1000w)ハロゲン	4	4	3	5	4	3	4	4	4	4
10	ライト(500w)ハロゲン	6	6	6	6	5	5	6	6	6	6
11	ライト(400w)ハロゲン				2	2	2	2	2		2
12	ライト(100w)LED	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
13	コードリール	6	4	1	4	6	4	5	5	3	6
14	コード	4	3	5	4	5	5	6	6	6	6
15	ヘルメット	110	10	10	10	10	10	10	10	10	10
16	折りたたみ式運搬車	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
17	担架	2	2	2	2	2	2		5	2	2
18	救急箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	折りたたみ式ベッド		3	3	3		3	3	2		4
20	寝袋	10	22	10	10	10	10	10	3	10	10
21	エアートント一式	1	3								0
22	テント一式				2		1	2	2		4
23	ビクトテント		1	1		1				1	1
24	ワンタッチパーテーション	3	3	3	3			3	3	3	3
25	携帯用ラジオ	1	3	3	2	3	3	3	3	3	3
26	簡易トイレ(貯槽式)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
27	ガス炊飯器	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
28	大釜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	平釜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	バーナー	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
31	ガス調整器(2口)	2	2	1	1	1	2	3	2	2	2
32	ガス調整器(1口)	2	1	1	1		2	4		2	1
33	ホース	4	3	3	2	1	7	4	1	4	4
34	揚水ポンプ一式		3								
35	簡易流し台		1								
36	エアージャッキ一式			1							
37	平担架			3							
38	折りたたみテーブル			2							
39	折りたたみイス			6							
40	チェーンソー	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
41	災害対策安全マット										5
42	毛布		20	30				50	40		110
43	土のう袋	1600	1200	2850	1300	2400	1400	9200	2138	2297	1399
44	ブルーシート	74	20	10	67	10	100	82	95	50	10
45	石油ストーブ			1							0
46	非常用可搬型発電機(ELSONA)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

防災資機材等一覧表

(令和7年4月1日現在)

地区公民館 資機材配備一覧表											
番号	資機材名	地区公民館等									
		鯖江	新横江	神明	中河	片上	立待	吉川	豊	北中山	河和田
1	ジャグ	3	3	3	3		3	3		1	3
2	電子レンジ	2	2	2	2		2	2		1	2
3	カセットコンロ	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	ワンタッチパーテーション	20	20	20	20		20	20		20	20
5	スプリットブルーーム(セット)	3	3	3	3		3	3		1	3
6	折りたたみ避難ベッド	20	20	20	20		20	20		20	20
7	段ボールベッド(ニュー簡太くん)				10			10			
8	エアベッド	5	5	5	5		5	5		2	5
9	ポンプインエアーマット	10	10	10	10		10	10		10	10
10	サポートマット				10			10			
11	床マット(緑・茶)	24	24	24	24		24	24		12	24
12	アルミロールマット	20	20	20	20		20	20		20	20
13	毛布				10			10			
14	アルミックシート	24	24	24	24		24	24		24	24
15	携帯電話充電セット	2	2	2	2		2	2		1	2
16	プラスチック段ボール製簡易組立トイレ	5	5	5	5		5	5		5	5
17	ラップボンPF-1(ラップ式簡易トイレ)			2	2						
18	簡易組立トイレ消耗品	100	100	100	100		100	100		50	100
19	コードリール	5	5	5	5		5	5		2	5
20	備蓄ランタン	10	10	10	10		10	10		5	10
21	石油ストーブ	5	5	5	5		5	5		5	5
22	カセットガスストーブ	10	10	10	10		10	10		10	10
23	大型扇風機		10	10	10		10	10		5	10
24	使い捨てカイロ(枚)	240	240	240	240		240	240		240	240
25	非接触型体温計	4	4	4	4		4	4		4	4

小中学校 資機材配備一覧表																
番号	資機材名	学校														
		借陰小	進徳小	鯖江東小	神明小	鳥羽小	中河小	片上小	立待小	吉川小	豊小	北中山小	河和田小	鯖江中	中央中	東陽中
1	ジャグ(折り畳み式)	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	20	20	20
2	ジャグ												2			
3	電子レンジ												1			
4	ワンタッチパーテーション	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
5	スプリットブルーーム(セット)												2			
6	折りたたみ避難ベッド	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
7	エアベッド												3			
8	ポンプインエアーマット	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
9	床マット(緑・茶)												12			
10	毛布	100	100	150	100	100	150	150	150	150	100	50	150	50	0	50
11	携帯電話充電セット												1			
12	ラップボン(ラップ式簡易トイレ)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
13	ラップボン消耗品	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
14	プラスチック段ボール製簡易組立トイレ	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	3	3	3	3
15	簡易組立トイレ消耗品	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	100	30	30	30	30
16	トイレ用ワンタッチパーテーション	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
17	発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	三脚	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
19	ライト(400w)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
20	コードリール	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	1	2	2	2
21	備蓄ランタン											5				
22	石油ストーブ	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2		2	1	2	2
23	青色ポリタンク		2		2	1		2	2		2		2		2	2
24	ガソリン携行缶(180・200)	1		1	1	1	1	1	1	1	1		1		1	
25	大型扇風機											5				

(主食)

非常食一覧表

(令和7年4月1日現在)

番号	非常食名	数量(食)	アレルギー 対応数量	ハラル 対応数量	備考	賞味期限
1	クラッカー(セイエンタブライズ・2.5年保存) (白ダンボール) ※1缶=10食	7,500	0	0	・拠点倉庫に5,100食 ※1箱6缶入×85箱 ・公民館(鯖江、神明、中河、片上、立待、 吉川、河和田)および北中山小学校に、各 300食(2,400食)	2044.12
2	クラッカー(セイエンタブライズ・2.5年保存) (茶ダンボール) ※1缶=10食	960	0	0	・1箱6缶入×16箱	2033.11
3	米食(永谷園・袋ご飯)(1袋/1食)	100	0	0	・1箱50袋入×2箱 (ピラフ・梅しそ各1箱)	2028.3
4	米食(尾西・袋おにぎり)(1袋/1食)	150	150	150	・1箱50袋入×5箱(こんぶ) ・アレルギー28品目対応・ハラル対応	2027.5
		100	100	100		2029.9
		150	150	150		2030.7
		100	100	0	・1箱50袋入×2箱(わかめ) ・アレルギー28品目対応	2029.10
		150	150	150		
		50	0	0	・1箱50袋入×1箱(さけ)	2027.3
5	米食(尾西・袋ご飯)(1袋/1食)	100	100	100	・1箱50袋入×4箱(白米)	2025.11
		100	100	100	・箱50袋入×2箱(白米)	2027.5
6	ハウス(レトルトカレー)	390	390	0	・1箱30袋入×13箱	2029.9
7	米食(尾西・CoCo 壱番屋マイルドカレーライスセット) (1セット/1食)	180	180	0	・1箱(30食入)×6箱 ・アレルギー28品目対応	2029.6
8	麺食(尾西・山菜うどん)(1袋/1食)	210	210	0	・1箱(30食入)×7箱 ・アレルギー28品目対応	2027.4
		210	210	0	・1箱(30食入)×7箱 ・アレルギー28品目対応	2028.4
		150	150	0	・1箱(30食入)×5箱 ・アレルギー28品目対応	2029.3
9	麺食(サタケ・ショートパスタ)(1袋/1食)	180	0	0	・1箱(20食入)×9箱 (カルボナーラ・ペペロンチーノ・デミグラス各3箱)	2025.11
10	パン(尾西・プレーン)(1袋/1食)	72	0	0	・1箱(36食入)×2箱	2028.4
		216	0	0	・1箱(36食入)×6箱	2029.4
		36	0	0	・1箱(36食入)×1箱	2029.5
	パン(尾西・チョコ)(1袋/1食)	72	0	0	・1箱(36食入)×2箱	2028.3
		216	0	0	・1箱(36食入)×6箱	2029.4
		36	0	0	・1箱(36食入)×1箱	2029.5
	パン(尾西・メープル)(1袋/1食)	108	0	0	・1箱(36食入)×3箱	2029.4
主食合計		11,536	1,990	750	※福井県が定めた鯖江市における非常食の基準備蓄 数は10,440食	

(副食)

番号	非常食名	数量(食)	アレルギー 対応数量	ハラール 対応数量	備考	賞味期限
1	幼児・高齢者向け食 ビスコ(江崎グリコ)	180	0	0	・1箱10缶(1缶6パック入り)×3箱	2025.10
2	野菜シチュー(セイエントプライズ・25年保存) (白ダンボール) ※1缶=10食	660	0	0	・1箱6缶入×11箱	2037.7
3	えいようかん(井村屋)	1,700	1,700	0	・1箱20ケース(1ケース5本入)×17箱 ・アレルギー28品目対応	2027.4
		100	100	0	・1箱20ケース(1ケース5本入)×1箱 ・アレルギー28品目対応	2029.5
		100	100	0	・1箱20ケース(1ケース5本入)×1箱 ・アレルギー28品目対応	2030.5
4	スティックバームクーヘン(アルファフーズ)	50	0	0	・1箱(50袋入)×1箱	2025.8
5	ミルクスティック(尾西)	30	0	0	・1箱(30袋入)×1箱	2025.11
6	ライスクッキー(尾西・ココナッツ)	48	48	48	・1箱(24箱×2入)×1箱	2029.9
7	ライスクッキー(尾西・いちご)	48	48	48	・1箱(24箱×2入)×1箱	2029.9
8	ハイハイン(亀田製菓)	48	48	0	・1箱(24個入)×2箱	2029.10
		24	24	0	・1箱(24個入)×1箱	2030.8
9	野菜ジュース缶(カゴメ・野菜一日これ一本)	210	210	0	・1箱(30缶入)×7箱 ・アレルギー28品目対応	2028.3
		210	210	0	・1箱(30缶入)×7箱 ・アレルギー28品目対応	2029.3
		150	150	0	・1箱(30缶入)×7箱 ・アレルギー28品目対応	2030.5
10	カップわかめスープ(神州一味噌)	120	120	0	・1箱(60食入)×2箱 ・アレルギー28品目対応	2028.1
		240	240	0	・1箱(60食入)×4箱 ・アレルギー28品目対応	2029.1
11	カップコーンスープ(神州一味噌)	360	360	0	・1箱(60食入)×6箱 ・アレルギー28品目対応	2029.9
副食合計		4,698	3,778	96		

(飲料水)

番号	飲料水名	数量 (個・本)	備考	
1	7年保存水(2ℓペットボトル/本)	1,680	・地区公民館8箱(48本)×10施設 ・小中学校12箱(72本)×15校 ・拠点施設20箱(120本)	2032.4
2	ペットボトル水(2ℓペットボトル/本)	300	・地区公民館5箱(30本)×10施設	2025.8
3	ペットボトル水(500mlペットボトル/本)	120	・弓道場5箱(120本)	—
飲料水合計		2,100		

(資機材)

番号	資機材名	数量 (個・本)	備考
1	給水タンク(2000ℓ)	10	・上水道センター等に保管
2	給水用ポリタンク(15ℓ)	540	・小学校各40個×12校 ・中学校各20個×3校

※飲料水は、令和3年度より基本、コカ・コーラの倉庫で備蓄し、災害時にコカ・コーラが配送

※なお、令和5年度からは、各地区公民館に5箱(1箱=2ℓ×6本入)ずつのみ備蓄(飲料水賞味期限は令和7年8月)

※ボール型紙皿300枚、プラスチックスプーン300本

●●川 水防警報 (氾濫注意水位超過)

令和 年 月 日 時 分
 福 井 県 ○○土木事務所 長 発 表
 (第○号)

●●川 水防警報 (水防団待機水位超過)

令和 年 月 日 時 分
 福 井 県 ○○土木事務所 長 発 表
 (第○号)

【警戒レベル1相当情報】

●●川、●●観測所の水位は、●月●日●時●分現在、●.●.●mに達しました。水防団待機水位(通報水位)を越えていますから水防管理者●●市町は、水防機関に対し、準備体制に入るよう連絡してください。

□参考

●●川 ●●観測所(●●市●●町●●)

警戒レベル相当情報	水位名称	水位
警戒レベル4	氾濫危険水位	●.●.●m
警戒レベル3	避難判断水位	●.●.●m
警戒レベル2	氾濫注意水位	●.●.●m
警戒レベル1	水防団待機水位	●.●.●m

□問い合わせ先

福井県 土木部砂防防災課 TEL: 0776-20-0482
 ●●土木事務所 TEL: ●●-●●-●●

【警戒レベル2相当情報】

●●川、●●観測所の水位は、●月●日●時●分現在、●.●.●mに達しました。氾濫注意水位(警戒水位)を越えていますから水防管理者●●市町は、水防機関に対し、出動体制に入るよう連絡してください。

□参考

●●川 ●●観測所(●●市●●町●●)

警戒レベル相当情報	水位名称	水位
警戒レベル4	氾濫危険水位	●.●.●m
警戒レベル3	避難判断水位	●.●.●m
警戒レベル2	氾濫注意水位	●.●.●m
警戒レベル1	水防団待機水位	●.●.●m

□問い合わせ先

福井県 土木部砂防防災課 TEL: 0776-20-0482
 ●●土木事務所 TEL: ●●-●●-●●

●●川 水防警報解除 (水防団待機水位低下)

令和 年 月 日 時 分
福 井 県 ○○土木事務所 長 発 表
(第○号)

【水防警報解除】

●●川、●●観測所の水位は、●月●日●時●分現在、●.●.●mとなり、
水防団待機水位 (通報水位) 以下に低下していますので水防警報を解除します。

□参考

●●川 ●●観測所 (●●市●●町●●)

警戒レベル相当情報	水位名称	水位
警戒レベル4	氾濫危険水位	●.●.●m
警戒レベル3	避難判断水位	●.●.●m
警戒レベル2	氾濫注意水位	●.●.●m
警戒レベル1	水防団待機水位	●.●.●m

□問い合わせ先

福井県 土木部砂防防災課 TEL: 0776-20-0482
●●土木事務所 TEL: ●●-●●-●●

●●川 氾濫警戒情報（避難判断水位超過）

令和 年 月 日 時 分
 福 井 県 ○○土木事務所 長 発 表
 (第○号)

【警戒レベル3相当情報】

●●川、●●観測所の水位は、●月●日●時●分現在、●.●.●mに達しました。
 避難判断水位を越えて上昇していますから水防管理者●●市町は、
 厳重な警戒をしてください。

□参考

●●川 ●●観測所（●●市●●町●●）

警戒レベル相当情報	水位名称	水位
警戒レベル4	氾濫危険水位	●.●.●m
警戒レベル3	避難判断水位	●.●.●m
警戒レベル2	氾濫注意水位	●.●.●m
警戒レベル1	水防団待機水位	●.●.●m

□問い合わせ先

福井県 土木部砂防防災課 TEL：0776-20-0482
 ●●土木事務所 TEL：●●-●●-●●

●●川 氾濫危険情報（氾濫危険水位※超過）

令和 年 月 日 時 分
 福 井 県 ○○土木事務所 所 長 発 表
 (第○号)

【警戒レベル4相当情報】

●●川、●●観測所の水位は、●月●日●時●分現在、●.●.●mに達しました。
 氾濫危険水位（特別警戒水位）を越えて上昇していますから水防管理者●●市町は、
 さらに厳重な警戒をしてください。

※氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）

□参考

●●川 ●●観測所（●●市●●町●●）

警戒レベル相当情報	水位名称	水位
警戒レベル4	氾濫危険水位	●.●.●m
警戒レベル3	避難判断水位	●.●.●m
警戒レベル2	氾濫注意水位	●.●.●m
警戒レベル1	水防団待機水位	●.●.●m

□問い合わせ先

福井県 土木部砂防防災課 TEL：0776-20-0482
 ●●土木事務所 TEL：●●-●●-●●

●●川 氾濫発生情報

令和 年 月 日 時 分
福 井 県 ○○土木事務所 所長 発表

【警戒レベル5相当情報】

●●川では、●●による氾濫が発生しました。

氾濫発生箇所：●●川●●岸●●km●●地点

□参考

●●川 ●●観測所 (●●市●●町●●)

警戒レベル相当情報	水位名称	水位
警戒レベル4	氾濫危険水位	●.●●m
警戒レベル3	避難判断水位	●.●●m
警戒レベル2	氾濫注意水位	●.●●m
警戒レベル1	水防団待機水位	●.●●m

□問い合わせ先

福井県 土木部砂防防災課 TEL：0776-20-0482
●●土木事務所 TEL：●●-●●-●●

付図3 洪水予報の発表形式イメージ

正規

九頭竜川水系日野川中流氾濫危険情報
(警戒レベル4相当情報)

九頭竜川水系日野川中流洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
福井県土木部防災課・福井地方気象台 共同発表

(見出し)
九頭竜川水系日野川中流では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(本文)
【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。足羽川の九十九橋水位観測所(福井市)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。足羽川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。足羽川の九十九橋水位観測所(福井市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

更新・更新		九頭竜川水系日野川中流氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)	
新着	更新	基準水位観測所名	〇〇市 〇〇川
新着	更新	対象河川	△△市 〇〇川
更新	更新	警戒レベル()相当	4 3 (レベル3水位超過)
更新	更新	現況水位	4 (レベル4水位超過)
更新	更新	予測水位	〇〇市 △△市 〇〇町
更新	更新		4 4 -
更新	更新		3 3 3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数は、同一洪水予報区間の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
[https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/be/?term=key=beview1hyo](https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/be/?term?key=beview1hyo)

(雨量)
多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。この雨は当分の状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分~00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
日野川中流流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
〇〇 (〇〇市)	警戒レベル4相当 氾濫危険水位 XXX m 避難判断水位 XXX m 氾濫注意水位 XXX m ゼロ点高 △△=X.XX m	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
△△ (△△市)	警戒レベル3相当 氾濫危険水位 XXX m 避難判断水位 XXX m 氾濫注意水位 XXX m ゼロ点高 △△=X.XX m	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_append/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	水位観測所	水位観測所
〇〇市	〇〇市	△△市
〇〇川	〇〇川	〇〇市
左岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで
右岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	右岸 △△市△△地区から△△地区まで

- 〇雨の情報を知りたい方はこちら
今後の雨(解析雨量、降水時間予報) <https://XX>
- 〇洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら
川の防災情報 洪水予報画面 <https://XX>
- 〇河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら
水害リスクライン <https://XX>
- 〇氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら
浸水ナビ <https://XX>

鯖江市水防協議会設置条例

昭和59年4月1日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項および第5項の規定に基づき、鯖江市水防協議会（以下「協議会」という。）を置き、同法に定めるもののほか協議会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、会長1名、副会長1名および委員20名以内で組織する。

2 会長は、水防管理者をもって充てる。

3 副会長は、副市長をもって充てる。

4 委員は、関係行政機関の職員ならびに水防に関係ある団体の代表者および学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、または委嘱する。

5 協議会に顧問を置き、会長が委員に諮って委嘱する。

(会長等の任務)

第3条 会長は、協議会を代表し所掌事業の方針ならびに具体策の樹立にあたりと共に措置対策に関する意見を決定しこれの推進にあたる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(代理)

第4条 関係行政機関の職員または水防に関係ある団体の代表者である委員に事故あるときは、それぞれ当該行政機関または団体の指名した者に、その職務を代理させることができる。

(任期)

第5条 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第6条 会長は、会議を招集しその議長となる。

(表決等)

第7条 協議会は、委員の3分の1以上出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事および書記)

第8条 協議会に幹事および書記若干名を置き、会長が命じ、または委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鯖江市水防協議会委員名簿

	所属	職名	氏名
会長	鯖江市	市長	佐々木 勝久
副会長	鯖江市	副市長	服部 聡美
委員	鯖江市議会	議長	佐々木 一弥
委員	鯖江市議会	総務委員長	空 美英
委員	鯖江市区長会連合会	代表	竹内 潤
委員	鯖江市教育委員会	教育長	齋藤 邦彦
委員	陸上自衛隊 第14普通科連隊第3科	副中隊長	猪野 大輝
委員	福井県警察本部 鯖江警察署	署長	田中 英一
委員	福井県丹南健康福祉センター	所長	佐々木 富代
委員	福井県丹南土木事務所鯖江丹生土木部	部長	滝波 栄治
委員	福井県丹南農林総合事務所農村整備部	部長	高橋 正幸
委員	西日本電信電話（株）福井支店	支店長	北大宅 勉
委員	北陸電力（株）丹南支店	支店長	山口 和弘
委員	福井県農業協同組合 鯖江中央支店	支店長	片山 昌宏
委員	鯖江・丹生消防組合 鯖江消防団	団長	山内 一実
委員	鯖江市土地改良協会	会長	稲崎 長
委員	日野川用水土地改良区	専務理事	武田 真晃
委員	鯖江建設業会	会長	城本 重博
委員	鯖江市赤十字奉仕団	委員長	清水 一恵
委員	鯖江・丹生消防組合消防本部	消防長	北村 大樹